

国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する
財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の改正に関する
財務大臣規程 No.11/PMK.04/2019
添付書類

A. ATIGA の枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. ATIGA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a 完全に1つの加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）
- b 下記を含む、完全には得られず、又は生産されない産品（Not Wholly Obtained or Produced）：
 - 1) General Rules
 - a) Regional Value Content (RVC)は40%以上、又は
 - b) Change in Tariff Heading (CTH)、すなわちHS4桁（項）の変更
 - 2) Product Specific Rules (PSR)
ATIGA 付属書3に規定のPSRリスト4欄に含まれる物品分類は、
1) を満たしている場合でも、物品原産地規準を当該PSRリストに基づき定めること
 - 3) 累積

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a 1加盟国において栽培及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品、果物、花、野菜、樹木、海藻、キノコ、その他の生きた植物を含む。
- b 生きている動物であつて、1加盟国において生まれかつ生育されたもの、哺乳類、鳥類/家禽類、魚類、甲殻類、軟体動物、爬虫類、バクテリア及びウイルスを含む
- c 1加盟国において生きている動物から得られる産品
- d 1加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、農業及び畜産、養殖、収集又は捕獲により得られるもの

- e 土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、a から d 以外のもの
- f 加盟国で登録された当該国の船籍の船舶により、加盟国の領海（例えば加盟国の排他的経済水域など）以外の水域、海底及び海底の下から得られる、海の魚の捕獲物。ただし当該加盟国が国際法に基づき当該水域、海底又は海底の下を開発する権利を有することが条件。
- g 加盟国で登録された当該国の船籍の船舶により、沖合から得られる海産物及びその他の海の産品
- h 加盟国で登録され他当該国の船籍の工船（factory ship）上において加工及び/又は製造される産品、g に規定の産品から生産される産品に限る
- i 収集される産品であつて、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品や原材料として利用若しくは再利用のみに適するもの
- j 下記に由来するくず及びスクラップ
 - 1) 1 加盟国における生産プロセス、又は
 - 2) 1 加盟国で収集された中古品、当該物品が原材料の採取に限り適する場合に限る、及び
- k 1 輸出加盟国において a から j までに規定する物品から生産される、又は得られる産品

3. Not Wholly Obtained or Produced

a RVC (Regional Value Content)

ATIGA の枠組みにおける原産地規準を満たす Regional Value Content (RVC) とは、生産する物品の FOB 額の 40% 以上の地域調達率のことであり、RVC は下記の計算式で求める：

1) Direct Method

$RVC = \text{ASEAN 原材料費} + \text{直接人件費} + \text{直接間接(overhead)費} + \text{その他の費用} + \text{利益} / \text{FOB 額} \times 100\%$

2) Indirect Method

$RVC = \text{FOB 額} - \text{非原産材料、部分又は物品の額} / \text{FOB} \times 100\%$

付記：

- a) ASEAN 原材料費は、原産又は物品生産プロセスにおいて製造業者が自ら生産した材料、部分又は物品の **Cost, Insurance & Freight (CIF)**
- b) 非原産材料、部分又は物品額は：
 輸入時の非原産材料、部分又は物品の **CIF 額**、又は
 作業又はプロセスが行われた非加盟国の原産地が定められないすべての材料については、最初に支払った確定価格(**the earliest ascertained price paid**)
- c) 直接人件費に含まれるのは、賃金、報酬及び生産工程に関連するその他の労働者その他の手当
- d) 直接間接費の計算に含まなければいけないのは、次を含めこれに限定されない、生産プロセスに関連する不動産(**real property item**) (保険、工場レンタル及びリース、構造物価格の償却、修繕保守、税金、抵当金利)、工場及び設備の金利とレンタル代、工場警備、保険 (生産に利用する工場、設備及び材料)、ユーティリティー (エネルギー、電気、水及び直接物品生産工程に向けられるその他のユーティリティー)、研究、開発、デザイン及びエンジニアリング、型 (**moulds & dies**)、工具及びその償却、工場及び設備の修繕保守、ロイヤリティー又は利用許諾 (物品製造に利用する機械又は工程の特許に関連するもの、又は物品製造権)、材料及び物品の検査及び試験、工場における保管及びハンドリング、再利用可能な廃棄物の廃棄及び原材料の額を計算するための費用要素、すなわち積卸費用、関税、その他輸入の枠組みにおける税、及び
- e) **FOB** は、原材料費、製造費、利益及びその他費用を合計した **Free-On-Board 額** のこと
- b **Change in Tariff Heading (CTH)** とは、製造工程に非原産材料を利用しており、すべての非原産材料が **HS4 桁 (項)** の物品分類の変更となっている物品のことである
- c **PSR** 一覧の 4 欄にある原産地規準の **PSR** は下記から構成される：
- 1) 単独、すなわち号に分類された類に 1 つの原産地規準のみ有している
- 例：8703.10 (A regional value content of not less than 40 percent)
- 2) 代替、すなわち 2 以上の超える規準を有し、そのいずれか一つを選ばなければならない関税品目の号
- 例: 8422.19 (A regional value content of not less than 40 percent; or A change to subheading 8422.19 from any other subheading)

- 3) 代替及び組み合わせ、代替と組み合わせの混合となっている 2 以上の原産地規準を有する関税品目の号

例：8422.11 (A regional value content of not less than 40 percent; or A change to subheading 8422.11 from any other heading; or A change to subheading 8422.11 from any other subheading provided that the regional value content of not less than 35 percent)

d. 累積：

- 1) 特惠税率を受けるために原産地規則を満たした、他の加盟国において完成品用の原材料として利用する加盟国の原産物品は、完成品の生産プロセスが行われる国の原産物品とみなすこと
- 2) 累積を利用する場合、e-Form D の category code 欄には “ACL”コード又は COO D 書式の 13 欄の” Acumulation”に (✓) 又は (X) を記載のこと

e. 部分累積 (Partial Cumulation)

- 1) 原材料の RVC が 40%未満の場合、ASEAN RVC の計算で累積可能な値は、20%以上の額の輸出加盟国の地域調達率である。
- 2) 部分累積を利用する場合、e-Form D の category code 欄には “PCL”コード又は COO D 書式の 13 欄の” Partial Cumulation”に (✓) 又は (X) を記載のこと
- 3) 輸入品が部分累積を満たす場合、輸入品は特惠税率を受けない

II.直送規準

1. 特惠税率は、輸入物品が輸出加盟国から輸入加盟国に直接移送される場合に供与される。
2. 以下の事項は、直送規準要件を満たしているとみなす：
 - a 輸出加盟国から輸入加盟国に直送される輸入物品、又は
 - b 物品の移送に輸出加盟国及び輸入加盟国以外の 1 以上の加盟国を経由、又は加盟国以外を経由する物品、下記の条件に基づく：
 - 1) 経由及び/又は積替が地理又は移送要件に関連する特別な考慮のみを理由としている
 - 2) 当該品は経由及び/又は積替国で売買又は消費されない、及び

- 3) 積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外に生産工程を経ない
3. 物品の移送に1以上の加盟国以外の国を経由又は積替する場合、直送規準は、下記の書類で証明すること:
- a Through Bill of Lading 又は Airway Bill、又は関税領域までの、経由又は積替活動も含む輸出国からの全工程を示した、輸出国で発行されたその他の移送書類
 - b 輸出加盟国で COOD 書式発給機関が発給した COO D 書式又は Invoice Declaration
 - c 当該物品のインボイス、及び
 - d 2の規定充足を証明する関連書類

II. 手続き規則

1. COO 発給規則

a. COO D 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- 1) 紙のサイズ ISO A4、白色、本添付書類にある COO D 書式の形式及び書式に於ける
- 2) 申請者/輸出業者による COO D 書式の署名
- 3) COO D 書式発給機関の COO D 書式の手書きの署名とスタンプ
- 4) COO D 書式の発給は、船積日又は輸出日前、時点及び後3日以内。ただし船積日又は輸出日から1年を超えない
- 5) COO D 書式を船積日又は輸出日から3日を超えて発給の場合、COO D 書式の“Issued Retroactively”13欄“に(✓)又は(X)の印を付与
- 6) COO D 書式に記入ミスがある場合、新規 COO D 書式の発給又は当該 COO D 書式記入ミスの修正を行う

b. e-Form D の発給規則充足調査:

- 1) 船積日又は輸出日前、時点又は後3日以内の e-Form D の発給、ただし船積日又は輸出日から1年を超えない
- 2) e-Form D が船積日又は輸出日から3日を超えて発給される場合、“category code”欄に“IRA”コードを記載のこと
- 3) e-Form D の記入ミスがある場合、新規 e-Form D を発給し、それまでの e-Form D を取り消す

2. Back-To-Back COO の調査

2 番目の輸出加盟国の COO D 書式発給機関が発給した Back-to-Back COO D 書式又は e-Form D の調査には下記が含まれる：

- a. 本大臣規程第 8 条の規定の充足
- b. 上記 1a 及び 1b 号に規定の発給規則の充足
- c. 原産地規準が RVC の場合、2 番目の輸出加盟国の物品の FOB 額を COO D 書式の 9 欄又は Back-to-Back e-Form D の “Value (FOB)” 欄に記載
- d. Back-to-Back COO D 書式の 13 欄の Back-to-Back CO”に (✓) 又は (X) を記載、又は e-Form D 利用の場合、”category code”欄には Back-to-Back BCO コードを記載のこと。
- e. Back-to-Back COO D 書式又は e-Form D の情報に疑念がある、又は不備がある場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国からの COO D 書式の写し若しくはスキャン書類又は e-Form D のプリントアウトを輸入業者に要請可能、及び
- f. 輸入業者が最初の輸出加盟国からの COO D 書式の写し若しくはスキャン書類又は e-Form D のプリントアウトを提出できない場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国及び/又は 2 番目の輸出加盟国に Retroactive Check 要請を送る。

3. Third Country Invoicing 調査

Third Country Invoicing 利用にかかる調査は下記を含む：

- a. 第三者インボイスを発行した企業と国の名称は、COO D 書式 7 欄に記載又は e-Form D を利用する場合、”Invoice Party”と”Invoice County”欄に記載のこと、及び
- b. 第三者インボイスが COO 発給場所の国とは異なる国で発給される場合、COO D 書式 13 欄の “Third Country Invoicing” に (✓) 又は (X) を記載すること。e-Form D を利用する場合、”category code”に”Third Country Invoicing “TCI”コードを記載すること

IV. Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a. 関連の COO D 書式の写し若しくはスキャン書類又は e-Form D のプリントアウトを添付し、COO D 書式又は e-Form D に疑念がある理由を記載し、COO D 書式発給機関に宛て、原産地の証明のための情報、記録、

証拠又は関連データの要請。ただし Retroactive Check をランダムで行う場合にはこの限りではない。

- b. Retroactive Check 要請にかかる回答は、関税法に基づく総局長の関税率決定手続きを考慮しつつ、Retroactive Check 要請受理日から 90 日以内に受け取ること。
- c. Retroactive Check 要請送付日から 180 日以内に Retroactive Check の回答を受理しない場合、COO は無効となる。

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a. 輸入加盟国は下記を実施すること：
 - 1) 下記の者に対し書面で通知を送付：
 - a) 訪問予定の輸出業者/製造業者
 - b) 輸出加盟国の COO D 書式又は e-Form D
 - c) 輸出加盟国の税関機関
 - d) 検認を行う COO D 書式又は e-Form D に関連する物品輸入業者
 - 2) a の 1) に規定の書面による通知に記載する情報は：
 - a) 訪問予定の輸出業者/製造業者名
 - b) 訪問予定日
 - c) Verification Visit の範囲の予定、検認予定の物品にかかるレファレンスも含む、及び
 - d) Verification Visit を行う予定の税関官吏名及び役職
 - 3) 輸出業者/製造業者から書面の承認を得る
- b. a の 3) に規定の書面の承認が書面による通知書受理から 30 日以内に得られない場合、COO D 書式又は e-Form D は拒絶となる
- c. Verification Visit は書面の承認を受理してから 60 日以内に実施すること
- d. 検認した物品が原産地規則を満たしている場合、COO D 書式又は e-Form D は受理されたとされる
- e. COO D 書式又は e-Form D の受理又は拒絶の決定は、a の 3) に規定の書面の許可を受理してから 180 日以内に実施する

V. ATIGA の枠組みにおける輸入税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通り PIB に特惠税率コード、レファレンス番号、COO D 書式又は e-Form D の日付を記入する：

- a. PIB が ATIGA スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 06、レファレンス番号及び COO D 書式又は e-Form D の日付を正しく記載すること
 - b. PIB が ATIGA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 06 を、レファレンス番号及び COO D 書式又は e-Form D の日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載することが義務付けられる
 - c. インボイス番号は PIB の 15 欄に記載
2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
 3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 添付書類 II の B で別途定める。
 4. PPFTZ-01 の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI.原産地規則に関連するその他の規則

1. COO が拒絶され及び/又は特惠税率が供与されない場合、再調査又は税関監査を担当する関税消費税総局の局長、関税消費税総局地方事務所長、税関主要サービス事務所所長、税関監督サービス事務所所長又は指名を受けた税関官吏は、下記を実施する：
 - a. COO D 書式の場合：
 - 1) (✓) 又は (X) の印を付与した COO D 書式の写し又はスキャン書類を添付し輸出国の COO D 書式発給機関に書面で通知し、4 欄に理由と共に特惠税率が供与されない旨の表明書を記載。
 - 2) 1) に規定の通知は拒絶日から 60 日以内に作成する。
 - b. e-Form D の場合：
 - 1) e-Form D 受理日から 60 日以内に ASW を通じて理由と共に COO D 書式拒絶通知を COO D 書式発給機関に電子的に送付

- 2) 1)の手続きが提供されていない場合、ASW 又は SKP のシステム障害又はエラーの場合、e-Form D のプリントアウトを添付し、拒絶日から 60 日以内に理由と共に特惠税率が供与されない旨の表明書を記載した書面の通知を COO e-Form D 発給機関に対して行う。

2. 最低工程及び作業 (Minimal Operations and Processes)

- a. 最低作業が下記の目的の場合、最低作業とみなされる工程であり、加盟国の原産物品であるかどうかを定める際に考慮に入れることができない：
- 1) 保管又は移送用に物品を良好な状態にあるようにしておくため
 - 2) 保管又は移送を促進するため、及び
 - 3) 販売用の物品のパッケージ又は提供に必要な
- b. 他の加盟国に輸出する加盟国原産物品は、作業が a に規定の作業を超えない場合、引き続き加盟国の原産物品とみなされる。

3. De Minimis

- a. 完成品が CTC 原産規準を利用する場合、完成品の FOB 額の 10% を超えない額の非原産材料は物品分類の変更を伴う義務を負わない
- b. 完成品が RVC 原産規準を利用する場合、a に規定の非原産材料額は計算に入れること
- c. De Minimis を満たした輸入品は、COO D 書式の 13 欄又は e-Form D の”DMS = De Minimis “欄に (✓) 又は (X) を記載すること

4. パッケージの取り扱い

- a. 小売販売用のパッケージ
- 1) RVC 原産地規準を利用する場合、小売販売用のパッケージの額は、そのパッケージが物品全体を形成しているとみなす場合には、RVC 物品構成要素として計算の中に入れること
 - 2) a の規定が適用できない場合、小売販売用のパッケージは、物品と同じ分類に入る場合、利用する原産地規準が CTC である限りは原産地を定めるうえで計算にいれない
- b. 物品の輸送の目的で利用されるコンテナ及びパッケージは、物品の原産地決定で考慮されない

5. 付属品、スペアパーツ及び設備

- a. 物品が CTC 又は特別工程の原産地規準を利用する場合、当該物品に付属する付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の原産地は、下記に該当する場合、原産地を決定する際に考慮に入れない：
 - 1) 当該付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が物品と別のインボイスに含まれない、及び
 - 2) 付属品、スペアパーツ、設備及び指針又はその他の情報マニュアルの数量と額が妥当
- b. RVC 原産規準を利用する場合、付属品、スペアパーツ、設備及び/又はマニュアル又はその他の情報の額は、各物品の原産地規準に基づき計算をすること

＜P40-41 省略＞

B. ACTFA の枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. ACFTA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a. 完全に 1 つの加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）、又は
- b. 下記を含む、完全には得られず、又は生産されない産品（Not Wholly Obtained or Produced）：

1) General Rules

- a) Regional Value Content (RVC)は清算する物品の FOB 額の 40% 以上、又は
- b) 生産最終プロセスが加盟国で行われる限り、非原産材料の合計が FOB 額の 60%を超えない

2) 累積

3) Product Specific Rules (PSR)

ACFTA 付属書 B に規定の PSR リストに含まれる物品分類は、1) を満たしている場合でも、物品原産地規準を当該 PSR リストに基づき定めること

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a. 1 加盟国において栽培及び収穫され、採取され、又は採集される、植物及び植物性生産品、果物、花、野菜、樹木、海藻、キノコ、その他生きた植物を含む
- b. 生きている動物であって、1 加盟国において生まれかつ生育されたもの、哺乳類、鳥類、魚類、甲殻類、軟体動物、爬虫類、バクテリア及びウイルスを含む
- c. b に規定の 1 加盟国において生きている動物から得られる産品でそれ以上の工程を経していないもの、乳、卵、蜜、毛髪、毛、精液及び汚物を含む
- d. 1 加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、養殖、採集又は捕獲により得られるもの
- e. 土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、a から d 以外のもの

- f. 加盟国以外の海底或いはその下から得られる産品。ただし当該加盟国が国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することが条件。
- g. 加盟国で登録された船舶又は加盟国の船籍の船舶により沖合から得られる水産物及びその他の産品
- h. 加盟国で登録された工船（factory ship）上において加工及び/又は製造される産品、g に規定の産品から生産される産品に限る
- i. 収集される産品であつて、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、原材料としての利用又は再利用のみに適するもの、1 加盟国における生産、加工及び消費プロセスに由来するくず及びスクラップ、又は当該物品が原材料の採取に限り適する場合に限られた 1 加盟国で収集された中古品を含む、及び
- j. 加盟国において a から i までに規定する産品のみから生産される、又は得られる産品

3. Not Wholly Obtained or Produced

a. Regional Value Content (RVC)

ACFTA の枠組みの原産地規準を満たす RVC とは：

- 1) 生産する物品の FOB 額の 40%以上の地域調達率、又は
- 2) 非原産材料額の合計が、FOB 額の 60%を超えない、下記の計算式で求める：

$$\text{Non-ACFTA 材料額} + \text{原産地が定められない材料の額} / \text{FOB 額} \times 100\% < 60\%$$

その結果、

$$\text{RVC} - 100\% - \text{Non-ACFTA 材料} \geq 40\%$$

付記：

非原産材料額とは：

- a) 当該材料輸入時点の CIF 額、又は
- b) 作業又はプロセスが行われた加盟国の原産地が定められない材料については、最初に支払った確定価格(the earliest ascertained price paid)

b. 累積

他に別の定めがある場合を除き、特惠税率供与要件を満たす完成品原材料として他の加盟国で利用される 1 加盟国からの原産物品は、RVC が 40% 以上である場合、当該完成品の作業又は加工プロセスが行われた国からの原産物品としてみなすこと。

c. ACFTA の付属書 B の PSR リストの原産地規準は下記から構成される：

- 1) exclusive、すなわち号に 1 つの原産地規準のみ有している、
例：2105.00 (CC)
- 2) alternative、すなわち 1 を超える規準を有し、そのいずれか一つを選ばなければならない関税品目の号
例：1604.11 (RVC (40) or CC)

II. 直送規準

1. 特惠税率は、輸入物品が輸出加盟国から輸入加盟国に直接移送される場合に供与される。
2. 以下の事項は、直送規準要件を満たしているとみなす：
 - a. 他の加盟国から直送される輸入物品
 - b. 加盟国以外の地域を経由しないで移送される輸入物品
 - c. 物品の移送に 1 以上の ACFTA 加盟以外の国を経由、積替あり若しくはなし、又は ACFTA 加盟以外の国に一時保管、下記の条件に基づく：
 - 1) 経由及び/又は積替が地理又は移送要件に関連する特別な考慮のみを理由としている
 - 2) 当該品は経由及び/又は積替国で売買又は消費されない、及び
 - 3) 積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外に生産工程を経ない
3. 2.c に規定の物品の移送に 1 以上の加盟国以外の国を経由又は積替する場合、直送規準は、下記の書類で証明する義務を負う：
 - a. Through Bill of Landing 又は Airway Bill、又は関税領域までの、経由又は積替活動も含む輸出国からの全工程を示した、輸出国で発行されたその他の移送書類
 - b. 輸出加盟国の COO E 書式発給機関が発給した COO E 書式
 - c. 当該物品のインボイス、及び

d. 2cの規定充足を証明する関連書類

III. 手続き規則

1. COO 発給規則

COO E 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

a. COO E 書式の発給者は：

- 1) 2018年8月20日より前に発給の場合、General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine of the People's Republic of China (AQSIQ)
- 2) 2018年8月20日以降発給の場合、General Administration fo Customs of the People's Republic of China (GACC)、及び
- 3) China Council for the Promotion of International Trade (CCPIT)

b. 紙のサイズ ISO A4、色は

- 1) aの1)及び2)に規定のCOO発給機関が発給の場合、ベージュ（パントーンカラーコード727c）
- 2) aの3)に規定のCOO発給機関が発給の場合、ベージュ

c. General Administration fo Customs of the People's Republic of China (GACC)が発給の場合、COO E 書式は下記の通り General Administration fo Customs of the People's Republic of China (GACC)ロゴの形での保護マークを有する：
(ロゴ省略)

付記：

a)紫外線をあてると見える

b)右上の角（書式の上及び右から3mm）に配置

c)サイズは12.5mm×12mm

d. aに規定のCOO E 書式の形式と書式は、本添付書類のCOO E 書式に応じる。

e. 申請者/輸出業者によるCOO E 書式の署名

f. COO E 書式発給機関によるCOO E 書式の手書きの署名とスタンプ

g. COO E 書式発給は船積日又は輸出日前、時点及び後3日以内、ただし船積日又は輸出日から12か月を超えない

h. COO E 書式を船積日又は輸出日から3日を超え、12か月以内に発給の場合、COO E 書式の“Issued Retroactively”13欄“に(✓)又は(X)の印を付与

- i. COO E 書式のその他の欄の記入は Overleaf Notes 規定に基づく。
- j. COO E 書式の記載ミス of 修正又は訂正は、間違ったデータを取り消し、必要な修正又は訂正を行う形で実施する
- k. 複数の物品(multiple items)を同じ COO E 書式 of 内に記載することは、物品の説明と原産地について各品目で記述している限りこれが認められる。COO E 書式内に記載する物品の種類数は 20 を超えてはならない。

2. Movement Certificate の調査

2 番目の輸出加盟国の管轄機関が発給する Movement Certificate の調査は下記を含む：

- a. 本大臣規程の第 8 条の条件の充足
- b. 上記 1 号に規定の発給規則の充足
- c. COO E 書式の 13 欄 Movement Certificate 欄に (✓) 又は (X) の印を付与
- d. 最初の輸出国の COO E 書式発給機関名、発給日及び最初の輸出加盟国が発給した COO E 書式のレファレンス番号の COO E 書式の 13 欄又は 7 欄への記載
- e. 2 番目の輸出加盟国の物品 FOB 額の COO E 書式の 9 欄への記載
- f. 中国の場合、Movement Certificate は税関当局が発給すること、ASEAN 加盟国は COO E 書式発給機関が発給する
- g. Movement Certificate COO E 書式の情報に疑念がある又は不備がある場合、税関官吏は最初の輸出加盟国からの COO E 書式の写し又はスキャン書類を提出するように輸入業者に要請が可能、及び
- h. 輸入業者が最初の輸出加盟国からの COO E 書式の写し又はスキャン書類を提出できない場合、税関官吏は最初の輸出加盟国及び/又は 2 番目の輸出加盟国に対し Retroactive Check 要請を送付する。

3. Third Country Invoicing 調査

Third Country Invoicing 利用調査は下記を含む：

- a. 第三者インボイスを発行した会社及び国の名称の COO E 書式 7 欄への記載
- b. 第三者インボイス番号は、COO E 書式の 10 欄に記載のこと
- c. 第三者インボイスがまだ発行されていない場合、COO E 書式の 10 欄には第 1 者インボイス番号を記載する。
- d. 第三国によりインボイスが発行される場合、COO E 書式 13 欄 “Third Country Invoicing” への (✓) 又は (X) 印の記載

IV. Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a. 関連の COO E 書式の写し又はスキャン書類を添付し、COO E 書式に疑念がある理由を記載し、COO E 書式発給機関に宛て、原産地の証明のための情報、記録、証拠又は関連データを要請。ただし Retroactive Check をランダムで行う場合にはこの限りではない。
- b. Retroactive Check 要請にかかる回答は、関税法に基づく総局長の関税率決定手続きを考慮しつつ、Retroactive Check 要請受理日から 90 日以内に受け取ること。
- c. Retroactive Check 要請送付日から 180 日以内に Retroactive Check の回答を受理しない場合、COO は無効となる。

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a. Verification Visit 実施前に、輸入加盟国は、Verification Visit 実施計画を共同で合意するために、COO E 書式発給機関及び輸出加盟国の税関機関に通知をすること
- b. Verification Visit は 2.a に規定の通知受理から 60 日以内に行うこと
- c. 検認プロセスは、Retroactive Check 要請プロセス及び Verification Visit 実施を含め、Retroactive Check 要請送付日から 180 日以内に実施し、その結果を輸出国の COO E 書式発給機関及び/又は輸出加盟国の税関機関に通知すること
- d. 1.b、2.b 及び 2.c に規定の期間に Retroactive Check 又は Verification Visit 要請の回答を受けない場合、COO E 書式は拒絶とみなされ、特惠税率は供与されない。

V. ACFTA の枠組みにおける輸入税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通り、PIB に特惠税率コード、レファレンス番号、COO E 書式の日付を記入する：

- a. PIB が ACFTA スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 54、レファレンス番号及び COO E 書式の日付を記載する義務を負う
- b. PIB が ACFTA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 54 を、レファレンス番号及び COO E 書式の日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載することが義務付けられる

2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
4. PPFTZ-01 の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI. 原産地規則に関連するその他の規則

1. 最低工程及び作業

作業が下記の目的の場合、最低作業とみなされる工程であり、加盟国の原産物品であるかどうかを定める際に考慮に入れることができない。この最低工程は下記の目的のための工程のこと：

- a. 保管又は移送用に物品を良好な状態にあるようにしておくため
- b. 保管又は移送を促進するため、及び
- c. 販売用の物品のパッケージ（電器産業のカプセル化プロセスを含まない）又は提供に必要な

2. パッケージの取り扱い

- a. 関税適用目的の場合、パッケージは製品と切り離して取り扱い、パッケージの原産地は物品と切り離して定めること
- b. 1 が適用できない場合、パッケージは製品全体の一部としてみなさなければならず、輸送又は保管目的のパッケージ部分は物品全体の原産地決定時の非原産物品として考慮に入れない。

3. 付属品、スペアパーツ及び設備

物品に付属する付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の原産地は、当該付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が主要物品と一つとなっていると分類される限り、原産地を決定する際に無視すること。

4. ACFTA の枠組みにおける互惠原則

ACFTA の枠組みにおいては互恵原則が有効であり、中国に由来するいくつかの種類の商品の輸入には、最恵国税率又は ACFTA の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規程に記載の特定税率により互恵税率が適用される。

<P53-56 省略>

C. AKFTA の枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. AKFTA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a. 完全に 1 つの加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）
- b. 下記を含む、完全には得られず、又は生産されない産品（Not Wholly Obtained or Produced）：

1) General Rules

- a) Regional Value Content (RVC)は生産する物品の FOB 額の 40%以上、又は
- b) CTH、すなわち HS4 桁（項）の変更

2) PSR

物品が AKFTA の付属書 2 に規定の PSR リストに含まれる場合、1) 項を満たしていても、当該 PSR リストの Origin Conferring Criteria 欄に基づき原産地規準を定めること

- 3) 特定の物品の取り扱い（Treatment for Certain Goods）
- 4) 累積

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a. 1 加盟国において栽培及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- b. 生きている動物であって、1 加盟国において生まれかつ生育されたもの
- c. b に規定の生きている動物から得られる産品
- d. 1 加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、養殖、採集又は捕獲により得られるもの
- e. 土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、a から d 以外のもの
- f. 加盟国で登録され、その国の船籍の船舶により加盟国領海以外の海底或いはその下から得られる水産物及びその他の産品、ただし当該加盟国が国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することが条件
- g. 加盟国で登録され、その国の船籍の船舶により沖合で得られる海の魚及びその他の海産物

- h. 加盟国で登録されその国の船籍の工船（factory ship）上において加工及び/又は製造される産品、gに規定の産品から生産される産品に限る
- i. 1加盟国が宇宙から採取する物品
- j. 収集される産品であって、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、廃棄、一部を原材料として採取、又は再利用のみに適するもの
- k. 下記に由来するくず及びスクラップ
 - 1) 1加盟国における生産プロセス、又は
 - 2) 1加盟国で収集された中古品、当該物品が原材料の採取に限り適する場合に限る、及び
- l. 1加盟国において a から k までに規定する物品から生産される、又は得られる産品

3. Not Wholly Obtained or Produced

a. Regional Value Content (RVC)

AKFTA の枠組みの原産地規則を満たす RVC とは、生産する物品の FOB 額の 40%以上の地域調達率で下記の計算式で求める：

1) Build-Up 方式

$$RVC = VOM / FOB \times 100\%$$

2) Build-Down 方式

$$RVC = VOM - VNM \times 100\%$$

付記：

a)VOM（Value of Originating Material）は原産材料費、直接労働費、直接間接費、輸送費及び利益を含む原産材料額のこと

b)VNM（Value of Non-Originating Material）は下記を含む非原産材料のこと：

- (1) 材料、部分又は物品輸入時の CIF 額、又は
- (2) 作業又はプロセスが行われた加盟国の原産地が定められない材料、部分又は部品については、最初に支払った確定価格(the earliest ascertain price paid)

- b. **Change in Tariff Heading (CTH)**とは、製造工程に非原産材料を利用しており、すべての非原産材料が **HS4** 桁（項）の物品分類の変更となっている物品のことである
- c. **PSR** 一覧の 4 欄にある原産地規準の **PSR** は下記から構成される：
- 1) 単独、すなわち号に分類された類に 1 つの原産地規準のみ有している
例：2006.00 (RVC 45)
 - 2) 代替、すなわち 2 以上の超える規準を有し、そのいずれか一つを選ばなければならない関税品目の号
例：2008.93 (CC or RVC)
 - 3) 組み合わせ、すなわち 2 以上の原産地規準を有しそのすべてを満たさなければならない関税品目の号
例：1517.10 (CC provided that is has RVC 40)及び
 - 4) 代替及び組み合わせ、代替と組み合わせの混合となっている 2 以上の原産地規準を有する関税品目の号
例：6101.20 (CC provided that the good is both cut and sewn in the territory of any Party; OR RVC 40)
- d. 特定物品の取り扱い
特定物品は、生産工程が韓国及び ASEAN 加盟国以外で生産されていても原産品とみなす（例：北朝鮮所在の **Kaesong Industrial Complex**）、その場合原材料は加盟国から輸出され、その加盟国が再輸入したもの。この規則の適用は、本規定に関連する製品リスト及び特別手続きを含め、加盟国の承認に基づく。
- e. 累積
他に別の定めがある場合を除き、他の加盟国地域で利用される、加盟国からの原産物品は、当該完成品の生産プロセスが行われた国からの原産物品としてみなす。

II. 直送規準

1. 特恵税率は、直送規準を満たし、輸入物品が輸出加盟国から輸入加盟国に直接移送される場合に供与される。
2. 下記の条件に基づき、1 以上の輸出加盟国及び輸入加盟国以外の中間国を経由して移送される物品は、直送とみなす義務を負う：
 - a. 経由及び/又は積替が地理又は移送要件に関連する特別な考慮のみを理由としている
 - b. 当該品は経由及び/又は積替国で売買又は消費されない、及び

- c. 積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外に生産工程を経ない
3. 移送に加盟国以外の国を経由又は積替する場合、直送規準は、下記の書類で証明する義務を負う：
- a. Through Bill of Landing/Airway Bill、又は関税領域までの、経由又は積替活動も含む輸出加盟国からの全工程を示した、輸出国で発行されたその他の移送書類
 - b. 輸出加盟国の COO AK 書式発給機関が発給した COO 書式 AK
 - c. 当該物品のインボイス、及び
 - d. 2の規定充足を証明する関連書類

III. 手続き規則

1. COO 発給規則

COO AK 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- a. 紙のサイズ A4、本添付書類にある COO AK 書式の形式及び書式に応じる
- b. 1COO AK 書式に複数の物品がある場合には追加用紙の記入。COO AK 書式の追加用紙は本添付書類の書式に基づく。
- c. 申請者/輸出業者による COO AK 書式の署名
- d. COO AK 書式発給機関の COO AK 書式の手書き又は電子的署名とスタンプ
- e. COO AK 書式発給は船積日又は輸出日前、時点及び後 3 営業日以内、ただし船積日又は輸出日から 1 年を超えない
- f. RVC 原産地規準用 FOB 欄に記入
- g. COO AK 書式を船積日又は輸出日から 3 営業日を超えて発給の場合、“Issued Retroactively”の印/スタンプ/表示を付与
- h. COO AK 書式のその他の欄の記入は Overleaf Notes 規定に基づく。
- i. COO AK 書式の記載ミスは、新たな COO AK 書式の発給又は当該 COO AK 書式の修正を行う

2. Back-To-Back COO の調査

2 番目の輸出加盟国の COO AK 書式発給機関が発給した Back-to-BackCOO AK 書式の調査には下記が含まれる：

- a. 本大臣規程第 8 条の規定の充足
- b. 上記 1 号に規定の発給規則の充足

- c. 原産地規準が RVC の場合、Back-to-Back COO AK 書式の 9 欄に 2 番目の輸出加盟国の物品 FOB 額を記載。
- d. COO AK 書式 13 欄の“Back-to-Back CO”欄に (✓) 又は (X) の印を付与
- e. Back-to-Back COO AK 書式の情報に疑念がある、又は不備がある場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国の COO AK 書式の写し又はスキャン書類の提出を輸入業者に要請可能、及び
- f. 輸入業者が最初の輸出加盟国からの COO AK 書式の写し又はスキャン書類を提出できない場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国及び/又は 2 番目の輸出加盟国に Retroactive Check 要請を送る。

3. Third Country Invoicing 調査

- a. 第三者インボイスを発行した会社及び国の名称の COO AK 書式 7 欄への記載
- b. 第三者インボイスが COO AK 書式発給国と異なる国が発行する場合、COO AK 書式 13 欄 “Third Country Invoicing” への (✓) 又は (X) 印の記載

IV. Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a. 関連の COO AK 書式の写し又はスキャン書類を添付し、COO AK 書式に疑念がある理由を記載し、原産地の証明のための情報、記録、証拠又は関連データを要請。ただし Retroactive Check をランダムで行う場合にはこの限りではない。
- b. Retroactive Check の全プロセスは COO AK 書式の受理又は拒絶決定に関する輸出加盟国の COO AK 書式発行機関への通知も含め、Retroactive Check 要請送付から 6 か月以内に完了すること
- c. Retroactive Check 要請にかかる回答は、Retroactive Check 要請受理日から 2 か月以内に受け取ること
- d. AKFTA の枠組みにおける Retroactive Check 要請は、Korea Customs Service にのみ宛てる、住所は

(連絡先省略)

- e. COO AK 書式確認のためのウェブサイト：

(省略)

2. Verification Visit

Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a. 輸入加盟国は下記を行うこと：
 - 1) 下記の者に対し書面で通知を送付：
 - a) 訪問予定の輸出業者及び/製造業者
 - b) 輸出加盟国の COO AK 書式発給機関
 - c) 輸出加盟国の税関機関
 - d) 検認予定の COO AK 書式に関連する物品輸入業者
 - 2) a の 1) に規定の書面の通知は、下記の情報を記載すること：
 - a) 訪問予定の輸出業者/製造業者名
 - b) Verification Visit 予定日
 - c) Verification Visit の目的及び範囲、検認予定の物品にかかるレファレンスも含む、及び
 - d) Verification Visit を行う官吏の名前及び役職
 - 3) 輸出業者/製造業者からの書面の承認を得る
- b. a の 3) に規定の書面の承認を通知を受理してから 30 日以内に受け取らない場合、COO AK 書式は拒絶とされる
- c. Verification Visit 通知を受理した COO AK 書式発給機関は、通知受理から 15 日以内に通知することで、Verification Visit 要請を延期可能。Verification Visit は、書面による承認受理から 60 日以内、又は関連加盟国が承認する場合、それを超える期間内に行うこと。
- d. 関連物品が原産地規則を満たしているとされた場合、COO AK 書式は受理される。
- e. COO AK 書式の受理又は拒絶決定は、Verification Visit 実施初日から 6 か月以内に行う。

V. AKFTA の枠組みにおける輸入税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入規定

特惠税率適用の目的のために、下記の通り PIB に特惠税率コード、レファレンス番号、COO AK 書式の日付を記入する：

- a. PIB が AKFTA スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 55、レファレンス番号及び COO AK 書式の日付を記載する義務を負う
- b. PIB が AKFTA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 55 を、レファレンス番号及び COO AK 書式の日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載することが義務付けられる
2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
4. PPFTZ-01 の記入は国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI.原産地規則に関連するその他の規則

1. 考慮に入れない作業 (Non Qualifying Operation)

a. 加盟国の原産物品は、単独であれ組み合わせであれ、下記の作業の場合、原産とみなせない：

- 1) 保管又は移送用に物品を良好な状態にあるようにしておくための保存工程
- 2) パッケージ変更、パッケージの荷ほどき及び組立
- 3) 簡素な洗浄、洗浄、ちり、さび、油、塗料又はその他のコーティング落とし
- 4) 塗装及び磨き工程
- 5) シリアル及びコメの脱穀、漂白、精製及びコーティング
- 6) 砂糖の着色及び成形
- 7) 殻剥き、強化又は殻はずし
- 8) 先鋭化、圧搾、又は簡素なカッティング
- 9) 分別、フィルタリング、選別、分類、照合
- 10) ボトル、缶、水筒、カバン、トランク、箱への荷詰め、カードまたはプレート
の設置及びその他の簡素な梱包
- 11) 製品又はパッケージへのマーク、ラベル、ロゴ及びその他識別マークの付与
又は印刷
- 12) 同種のものであれそうでないものであれ簡素な製品の混合

- 13) 完成品とするための部分の簡素な組立、部分とするための分解
- 14) 簡素な試験及び較正
- 15) 屠畜

付記：

- a) 「簡素」とは、その活動を行うために特別な専門性、特別に生産又は設置する機械、設備又は装備を必要としない活動と一般的に表現される。
 - b) しかし、簡素な混合とは、化学反応を含まない。化学反応とは（生化学工程を含む）分子間結合を切り離し、新たな分子間結合を形成、又は1分子内の原子の空間構造を変える方法で新たな構造の分子をつくることである。
 - c) 屠畜とは、保管及び移送のための保存目的にそのあとのカッティング、冷却、冷凍プロセスを含む特定の方法により動物を殺すことである。
- b. aに規定の工程/作業である限り、物品の原産地は変わらない。

2. 繊維及び繊維製品用の考慮に入れない作業（Non-Qualifying Operations）

HS50 類から 63 類に由来する物品は、RVC 及び CTC 原産地規準を満たしていてもいなくても、単独または組み合わせで下記の工程を経ている場合には、加盟国からの原産とみなせない：

- a. 簡素な組み合わせ、ラベル貼り付け、アイロン又はプレス、洗浄又はドライクリーニング、梱包又はそれらのプロセスの組み合わせ
- b. 長さ又は幅のカッティング及び縫製、刺繍又は特定の商業目的での利用が特定されている布の **Overlocking**
- c. 縫製、**Looping**、フックけ又は貼り付けの形でのひも、リボン、ビーズ、ケーブル、リング又は紐穴などの付属品の装飾及び/又は合体
- d. 漂白、**waterproofing, decating, shrinking, mercerizing** 又は最終工程目的でのみ行う同様の工程、又は
- e. 刺繍品の全エリアの 5%未満又は刺繍品重量の 5%未満の刺繍

3. De Minimis

- a 下記の場合、分類変更を伴わない物品は原産とみなすこと：

- 1) 第 50 類から第 63 類以外の物品の場合、分類変更を伴わない生産で利用される非原産材料合計額が物品の FOB 合計の 10%を超えないもの
- 2) 第 50 類から第 63 類の物品、分類変更を伴わない生産で利用される非原産材料の合計重量が、完成品重量の 10%を超えないもの
- b. 1)の非原産材料額は、物品の RVC 計算のために非原産材料構成要素に入れること。

4. パッケージの取り扱い

- a. RVC 原産規準を利用する物品の場合、小売販売用のパッケージ額は、そのパッケージが物品全体を形成しているとみなされる場合、RVC 内の物品構成要素として計算すること。
- b. a が適用できない場合、小売販売用のパッケージは物品と同じ関税分類の場合、利用する原産地規準が CTC である限り、原産地決定の考慮に入れない
- c. 移送のためだけに利用されるコンテナ及びパッケージは、原産地決定の考慮に入れない

5. 付属品、スペアパーツ及び設備

物品に付属する付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の原産地は、当該付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が主要物品と一つとなっていると分類される限り、原産地を決定する際に無視すること。

6. Neutral Elements

原産地を決定するために、生産工程に利用し、物品と合体しない下記の物品の決定は必要としない：

- a. 燃料及びエネルギー
- b. ツール、Dies & Mould
- c. 設備及びビル保守に利用されるスペアパーツと材料
- d. 生産工程又は設備及びビル運営に利用される潤滑油、グリース、部材及びその他の素材
- e. 手袋、眼鏡、履物、服及び安全設備並びに装備
- f. 物品試験又は検査に利用される装備、装置及び設備、及び
- g. 当該物品の生産に利用されるが物品と合体しないその他の物品、生産の一部として示せれば足る

7. 同一及び交換可能な物品及び材料

- a. 物品の原産地を定めるために、原産及び非原産原材料を利用して物品を生産し、それが混じる又は組み合わせられる場合、原材料の原産地は、当該輸出加盟国で有効な在庫管理手法にかかる会計基準に基づき定めることが可能
- b. 在庫管理手法をとることを決めた場合、予算年度中はその手法を用いることが義務付けられる

8. AKFTA の枠組みにおける互惠原則

AKFTA の枠組みにおいては互惠原則が有効であり、韓国に由来するいくつかの種類の商品の輸入には、最恵国税率又は AKFTA の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規程に記載の特定税率により互惠税率が適用される。

<P71-73 省略>

D. JIEPA の枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. JIEPA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a. 完全に 1 つの加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）
- b. 完全に加盟国の原産材料を利用して製造している産品（Produced Exclusively）、又は
- c. JIEPA 付属書 2 に規定の品目別規則（Product Specific Rules /PSR）を満たす産品、原産地規則に定められたその他の要件を含む、加盟国で完全に生産する際に非原産材料を利用

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a. 生きている動物であって、1 加盟国において生まれかつ成育されたもの
- b. 1 加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られるもの
- c. 1 加盟国において生きている動物から得られる産品
- d. 1 加盟国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- e. 加盟国において抽出され又は得られる鉱物及びその他の天然の物質、a から d を含まない
- f. 加盟国で登録された船舶により、他の加盟国の水域に属しない海から得られる水産物及びその他の産品
- g. 他の加盟国の領域以外で加盟国で登録された工船（factory ship）上において f に規定の産品から生産される産品
- h. 加盟国以外の海底或いはその下から得られる産品。ただし当該加盟国が当該海底又はその下を開発する権利を有することが条件。
- i. 1 加盟国において収集される産品であって、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品や原材料の再利用のみに適するもの
- j. 1 加盟国における製造や加工工程或いは消費から生ずるくず及びスクラップであって、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- k. 1 加盟国で当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能な産品から回収される部品或いは原材料、及び

1. 加盟国において a から k までに規定する製品のみから生産される、又は得られる製品
3. Produced Exclusively
原材料が完全に加盟国の原産材料のみを利用して製造している製品
4. Product Specific Rules
付属書 2 に規定の PSR は、非原産原材料に限り、Change in Tariff Classification (CTC) の変更又は特定工程若しくは加工を経ていることを条件づけている。
5. PSR に記載の原産地規準に含まれるのは：
PSR 一覧に規定の物品の Qualifying Value Content (QVC/原産資格割合)は下記の計算式で求めることが可能：

$$QVC = (\text{FOB-VNM}) / \text{FOB} \times 100\%$$

付記：

- a) QVC は、パーセンテージで示される、物品の原産資格割合のこと
 - b) FOB は、移送手段を問わず販売者に購入者から支払われる Free-on-Board 額のこと、物品輸出時の税の控除、免除、還付を含まない、及び
 - c) VNM は、物品製造に利用される加盟国以外に由来する原材料額(value of non-originating material)のこと
- b. PSR 一覧に記載の Change in Tariff Classification (CTC) に含まれるのは、Change in Chapter (CC), Change in Tariff Heading (CTH)及び Change in Tariff Sub Heading (CTSH)
- c. 非原産原材料に適用される特定工程/加工 (Specific Manufacturing or Processing Operation) は PSR リストに規定の通り
6. PSR 一覧にある原産地規準の種類は下記から構成される：
 - a. 単独、すなわち 1 つの原産地規準のみ有している関税品目の号
例：9650.00 (CC)
 - b. 代替、すなわち 1 を超える原産地規準を有し、そのいずれか一つを選ばなければならない関税品目の号
例：7406.00 (CTSH or QVC40)
 - c. 組み合わせ、すなわちそのすべてを満たすべき 1 を超える原産地規準を有している関税品目の号

例：2309, 10 (CC provided there is QVC)

- d. 代替及び組み合わせ、すなわちいずれか一つを選ばなければならない代替と組み合わせの混合となっている 1 を超える原産地規準

例：3004.10 (CTH except from heading 30,03; QVC40; or No required CTC provided that no-originating materials used undergo a chemical reaction, purification, isomer separation or Biotechnological processes in a Party)

II. 移送規準

物品の移送に 1 以上の加盟国以外の国を経由する場合、物品は引き続き移送基準を満たしているとみなされ、下記の書類で証明が義務付けられる：

1. Through Bill of Landing/Airway Bill、又は
2. 物品が、積卸、保管及び物品の品質の保持を目的としたその他の工程以外の活動を行っていない旨を証明する税関当局又はその他関係機関からの書類或いは情報

III. 手続き規準

1. COO 発給規則充足にかかる調査

JIEPA COO 発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- a. 紙のサイズ ISO A4、本添付書類にある JIEPA COO の形式及び書式に応じる
- b. 申請者/輸出業者による JIEPA COO 署名
- c. 見本に合致した発行機関の JIEPA COO 署名とスタンプ、手書き又は印字
- d. HS2002 の 6 桁の品目分類を JIEPA COO に記載し、JIEPA COO の物品説明はインボイスに記載の内容と本質的に同じであること。可能であれば、当該物品の HS の説明と同じとすること。
- e. JIEPA COO 発給は船積日若しくは輸出日前又は船積日若しくは輸出日から 3 日以内
- f. JIEPA COO を船積日又は輸出日から 3 日を超えて発給の場合、JIEPA COO の 8 欄に “Issued Retroactively” の印或いは表示を付与、ただし船積日又は輸出日から 12 か月を超えないこと
- g. “Issued Retroactively” COO は、船積日又は輸出日を記載のこと
- h. JIEPA COO のその他の欄の記入は、Overleaf Notes に応じる。
- i. JIEPA COO の取り消し、追加及び/又はその他の変更の形の修正は認められない

- j. 1つの JIEPA COO は、同一移送である限り、2以上のインボイスが可能。

2. Back-To-Back COO の調査

Back-To-Back Certificate of Origin は JIEPA スキームには適用されない

3. Third Country Invoicing 調査

Third Country Invoicing 利用調査は下記を含む：

- a. インドネシアへの輸入に利用される第三者インボイス（Third Country Invoicing）番号と日付は JIEPA の 7 欄に記載
- b. JIEPA COO 書式発給時点で第三者インボイス番号がまだわからない場合、JIEPA 書式 7 欄に輸出業者の発行するインボイス番号と日付を記載、及び
- c. 第三者インボイスが JIEPA COO 発行国と異なる国で発行される場合、JIEPA 書式 8 欄に第三者インボイス発行企業名と住所を記載

IV. Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

JIEPA の枠組みにおける Retroactive Check 要請の実施は下記の条件に基づく：

- a. 関連の JIEPA COO の写し又はスキャン書類を添付し、JIEPA COO の疑念の理由を記載し、物品の原産地を証明するために必要な情報、記録、証拠又は関連データの要請を添える。ただし、Retroactive Check をランダムで行う場合にはこの限りではない。
- b. JIEPA COO 発給機関及び/又は competent governmental authority としての経済産業省に宛てるとし、在インドネシア日本大使館経由で送付。Retroactive Check 要請は、受理確認のできる方法で送付する。
- c. 輸出国の管轄機関と輸入国の税関当局との直接のコミュニケーションは、ファックス又は電子メールの利用が可能であり、a に規定の送付済みの Retroactive Check 要請と同時に行う。
- d. Retroactive Check 要請にかかる回答は、要請受理確認日から 6 ヶ月以内に受け取ること。
- e. 追加情報の要請がある場合、JIEPA COO 発給機関は、その国で有効な規定に基づき、追加情報要請受理日から 4 か月以内に要請された情報を出すこと。

- f. 受理した Retroactive Check の回答が JIEPA COO に記載のデータの正当性、JIEPA COO の真実性を証明するには不十分な場合、JIEPA COO は拒絶となり、特惠税率は付与されない。
- g. JIEPA の枠組みにおける Retroactive Check は下記を通じて実施する：

在インドネシア日本大使館 経済部

(連絡先略)

- 2. Retroactive Check 要請は、輸出業者が輸出する物品の製造業者ではない場合に実施が可能。要請する書類は：
 - a. 物品製造業者からの情報に基づき作成された経済産業省宛の輸出業者の表明書、又は
 - b. 輸出国で有効な法規に基づき、輸出業者からの要請に基づき経済産業省宛に物品製造業者が提供する通知書
- 3. Verification Visit
 - a. Retroactive Check 要請が原産地規定の充足の証明に不十分とみなされる場合、下記の目的で、税関官吏は在インドネシア日本大使館を通じて要請を出すことが可能：
 - 1) 物品の原産地に関連する情報の収集及び提供、関連物品の輸出業者又は製造業者の製造場所への訪問、及び
 - 2) Verification Visit 時又はその後に JIEPA COO 発給機関が保有する物品の原産地に関連する情報の提供
 - b. Verification Visit 要請は、訪問予定日の 40 日前までに在インドネシア日本大使館を通じて書面を出す。日本大使館は訪問場所の輸出業者又は製造業者に書面で承認を要請する。
 - c. b) に規定の要請は下記の情報を記載のこと：
 - 1) 検認予定の JIEPA スキーム輸入品搬入場所の税関事務所の ID
 - 2) 訪問予定の物品の輸出業者/製造業者
 - 3) Verification Visit の予定日と場所
 - 4) 訪問目的と範囲、検認予定の物品に関する特別なレファレンスを含む、及び
 - 5) Verification Visit を行うために必要な専門性を有する税関官吏及び/又はその他政府の官吏の名前及び役職

- d. 日本大使館が Verification Visit 要請を受理してから 30 日以内に要請の回答を受理すること
 - e. Verification Visit が実施される場合、総局長は、Verification Visit 実施最終日から 45 日或いは合意した期間内に a の 1)及び 2)に規定の情報を経済産業省から受理すること
 - f. 必要とみなされる場合、総局長又は指名を受けた官吏は Retroactive Check 期間中又は Retroactive Check を先に行うことなく、Verification Visit の要請が可能。
 - g. Verification Visit 要請又は物品の原産地に関連する情報要請の回答を所定期間内に出さない及び/又は提供された情報に不備がある場合、JIEPA COO は拒絶とされ、特惠関税は付与されない
4. Retroactive Check 及び/又は Verification Visit の手続きを経て行われる物品の原産地検査決定結果は、在インドネシア日本大使館を通じて経済産業省に対し、事実と当該決定の法的根拠を添えたうえで書面で通知すること。

V. JIEPA の枠組みにおける輸入申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入

PIB/BC2.0 への特惠税率適用の目的のために、下記の通り特惠税率コード、JIEPA COO のレファレンス番号及び日付を記入する：

- a. PIB が JIEPA スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄にコード 56、JIEPA COO のレファレンス番号及び日付を記載が義務付けられる
 - b. PIB が JIEPA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 56 を、一方 JIEPA COO のレファレンス番号及び日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載することが義務付けられる、
2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
4. PPFTZ-01 の記入は国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI. 原産地規則に関連するその他の規定

1. 累積

- a. 原産地規定の充足計算において、他の加盟国において完成品を製造するための原材料として利用される加盟国からの原産材料は、生産工程を行う場所の加盟国の原産材料とみなす。
- b. **Quality Value Content** の計算において、完成品の製造に利用される非原産原材料額を定める場合、計算に入れる額は、原産地規準を満たしている限り、当該完成品の製造で利用される非原産原材料の額のみに限る

2. De Minimis (僅少の非原産材料)

CTC 原産地規準を用いた完成品の場合、分類変更を伴わないでよい非原産材料とは：

- a. 第 28 類から第 49 類及び第 64 類から第 97 類の物品、**FOB 額の 10% を超えないもの**
- b. 第 50 類から第 63 類の物品、完成品重量の 7% を超えないもの

3. 資格を満たさない工程

物品は、下記の工程のみを経ている場合には、IJEPA 付属書 2 に規定の通り、CTC 規定或いは特定工程による変更 (specific process) 規定を満たしているとはみなされない：

- a. 輸送及び保存中の良好な状態を保証するための工程（例えば乾燥、冷凍、塩水内での貯蔵）及びその他それに類する工程
- b. 梱包、取卸及び再整列による変更
- c. 分解
- d. ボトル、ケース、ボックスへの梱包及びその他簡素な梱包工程
- e. 関税率表の解釈に関する通則 (KUMHS) 2(a) に基づく完成品として分類される部品及び構成品の収集/合体
- f. 1 セットにするためだけに行われる収集、又は
- g. a から f までの工程の組み合わせ

4. 組立前又は分解された物品

- a. 物品が原産地規準、累積、**Deminimis**、資格を満たさない工程を満たし、加盟国から別の加盟国に組立前或いは分解された状態で輸入されるが、**KUMHS 2(a)**に基づき一つの物品として分類される場合、当該物品は原産加盟国の原産品としてみなすこと
- b. 組立前或いは分解された状態の構成品として輸入し、**KUMHS 2(a)**に基づき一つの物品として分類され、ある加盟国で組み立てられた物品は、組立前或いは分解した状態の物品の中のそれぞれの非原産原材料は、別途加盟国に輸入され、組立前或いは分解した状態ではなく、当該物品が原産地規準、累積、**Deminimis**、資格を満たさない工程を満たしている限り、その加盟国の原産品としてみなすこと。

5. 同一及び交換可能な物品及び材料

- a. 物品の原産地を定めるために、原産及び非原産の同一かつ交換可能な原材料が保管/ストック内で混じった状態にあり、ある物品の製造工程で利用される場合、原材料の原産地は、当該加盟国で有効な会計基準に基づく在庫管理手法に基づき定めることが可能
- b. 原産及び非原産の同一かつ交換可能な原材料が保管/ストック内で混じった状態にあり、加盟国で輸出前に製造工程又はその他の活動を経ず、積卸、保管及び物品の品質の保持を目的としたその他の工程以外の活動以外で当該物品が混じる場合、当該物品の原産地は、当該加盟国で有効な会計基準に基づく在庫管理手法に基づき定めることが可能

6. 付属品、スペアパーツ及び設備

- a. 完成品の製造工程で利用されるすべての非原産原材料が分類の変更又は**PSR**に定められた特定工程/加工を経た変更を経ているかどうかを定める枠組みにおいて、当該物品の標準付属品、スペアパーツ又は設備として完成品

と共に移送される付属品、スペアパーツ又は設備の原産地は、下記に該当する限りにおいては無視しなければならない：

- 1) 当該付属品、スペアパーツ又は設備が物品と切り離されたインボイスに含まれていない。インボイス上でその詳細が明記されているかどうかは考慮しない、及び
- 2) 付属品、スペアパーツ又は設備の数量と額が一般的に物品と共に提供されるものである
 - b. 完成品に QVC 規準を利用する場合、付属品、スペアパーツ又は設備の額は、原産地に基づく計算をする：
7. 小売販売用の梱包材料及び入れ物
 - a. 製造工程で利用されるすべての非原産原材料が分類の変更又は PSR に定められた特定工程/加工を経た変更を経ているかどうかを定める枠組みにおいて、KUMHS 5 の規定に応じて分類される小売販売用の梱包材料は無視する。
 - b. 完成品に QVC 規準を利用する場合、小売販売用の梱包材料及び入れ物の額は、原産地に基づく計算をする
8. 輸送用の梱包材料及び入れ物
 - a. 製造工程で利用されるすべての非原産原材料が分類の変更又は PSR に定められた特定工程/加工を経た変更を経ているかどうかを定める枠組みにおいて、輸送用の梱包材料及び入れ物は無視する
 - b. 完成品に QVC 規準を利用する場合、輸送用の梱包材料及び入れ物の額は、物品の原産地決定の計算にいれ、完成品を製造した加盟国の原産材料とみなす

<P87-89 省略>

E. AIFTA の枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. AIFTA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a 完全に1つの加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）
- b 下記を含む、1つの加盟国において完全には得られず、又は生産されない産品（Not Wholly Obtained or Produced）：
 - 1) General Rules
 - a) Regional Value Content (RVC)は生産される物品のFOB額の35%以上、及び
 - b) 最終生産工程が輸出加盟国である限り、利用された非原産材料又は物品が、HS最初の6桁の変更又はCTSH
 - 2) 累積
 - 3) Product Specific Rules

AIFTA 付属書 B に規定の PSR リストに含まれる物品分類は、1) を満たしている場合でも、物品原産地規準を当該 PSR リストに基づき定めること

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a 1加盟国において成長及び収穫された、林産物、果物、花、野菜、樹木、海藻、キノコ、その他を含む、植物及び植物性生産品
- b 生きている動物であって、1加盟国において生まれかつ生育されたもの、哺乳類、鳥類、魚類、甲殻類、軟体動物、その他生物を含む
- c bに規定の生きている動物から得られる産品でそれ以上の工程を経していないもの、乳、卵、蜜、毛髪、毛、精液及び汚物を含む
- d 1加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、養殖、採集又は捕獲により得られるもの
- e 1加盟国の土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、aからd以外のもの
- f 加盟国の領海外での海底或いはその下から得られる産品。ただし当該加盟国が国際海洋法条約1982年に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することが条件。

- g 加盟国で登録され、加盟国の船籍の船舶により沖合から得られる水産物及びその他の産品
- h 加盟国で登録され、加盟国の船籍の工船（factory ship）上において加工及び/又は製造される産品、gに規定の産品から生産される産品に限る
- i 1加盟国で収集される産品であって、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、処分又は原材料としての利用、又は再利用のみに適するもの
- j 1加盟国においてaからiまでに規定する産品のみから生産される、又は得られる産品

3. RVC

a.AIFTA の枠組みにおける RVC、すなわち AIFTA content は下記の計算式で求める：

1) Direct Method

AIFTA 原材料費 + 人件費 + 追加費 + その他の費用 + 利益 / FOB 額 × 100% ≥ 35%

又は

2) Indirect Method

Non-AIFTA 原材料額 + 原産地が決定できない原材料費 / FOB × 100% ≤ 65%

付記：

非原産材料値とは：

- a) 輸入時点の Non-AIFTA 原材料、部分又は製品の CIF 額
- b) 作業又はプロセスが行われた加盟国の原産地が定められないすべての材料については、最初に支払った確定価格(the earliest ascertained price paid)

b.AIGTA content 計算方法は AIGTA 付属書 A に記載の通り。

4. 輸出加盟国の生産最終工程である限り非原産材料又は非原産物品が HS の最初の 6 桁の変更又は CTSH

5. PSR

現在まで AIFTA スキームには PSR リストの物品はない。

6. 累積

加盟国の原産物品で、特惠税率が供与可能な完成品の原材料として他の加盟国で利用される場合、別に定めがある場合を除き、完成品作業が行われる国の原産とすること。

II. 直送規準

1. 特惠税率は、輸入物品が輸出加盟国から輸入加盟国に直接移送される場合に供与される。
2. 以下の事項は、直送規準要件を満たしているとみなす：
 - a 輸出加盟国から輸入加盟国に直送される輸入物品
 - b 加盟国以外の地域を経由しないで直送される物品、又は
 - c 物品の移送に加盟国以外の1以上の加盟国以外を経由する物品、下記の条件に基づく：
 - 1) 経由及び/又は積替が地理又は移送要件に関連する特別な考慮のみを理由としている
 - 2) 当該品は経由及び/又は積替国で売買又は消費されない、又は
 - 3) 積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外に生産工程を経ない
3. 物品の移送に AIFTA 加盟国以外の国を経由する場合、直送規準は、下記の書類で証明すること：
 - a Through Bill of Landing 又は Airway Bill、又は関税領域までの、経由又は積替活動も含む、輸出加盟国からの全工程を示した、輸出国で発行されたその他の移送書類
 - b 輸出加盟国の COO AI 書式発給機関が発給した COO AI 書式
 - c 当該物品のインボイス、及び
 - d あれば、2の規定充足を証明する関連書類

III. 手続き規準

1. COO 発給規則

COO AI 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- a 紙のサイズ ISO A4、白色、本添付書類にある COO AI の形式及び書式に
 応じる
- b 申請者/輸出業者による COO AI 書式署名
- c COO AI 発給機関の COO AI 書式の署名とスタンプ
- d 船積日又は輸出日から遅くとも3営業日までに COO AI 書式を発給

- e COO AI 書式が 3 営業日を超え 12 か月を超えないで発給された場合、COO AI 書式に “Issued Retroactively” と記載
- f COO AI 書式の記入ミスがある場合、新たな COO を発給又は当該 COO の記入ミスの修正を行う。

2. Back-To-Back COO の調査

2 番目の輸出加盟国管轄機関が発給した COO AI 書式の調査には下記が含まれる：

- a 本大臣規程第 8 条の規定の充足
- b 最初の輸出加盟国名を 11 欄、最初の輸出加盟国が発給した COO AI 書式発給日とレファレンス番号を 7 欄に記載
- c COO AI 書式の 13 欄の”Back-to-Back COO”欄に (✓) 又は (X) を記載。
- d Back-to-Back COO 書式の情報に疑念がある、又は不備がある場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国からの COO AI 書式の写し又はスキャン書類の提出を輸入業者に要請可能、及び
- e 輸入業者が最初の輸出加盟国からの COO AI 書式の写し又はスキャン書類を提出できない場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国及び/又は 2 番目の輸出加盟国に Retroactive Check 要請を送る。

3. Third Country Invoicing 調査

- a 第三者インボイスを発行した企業と国の名称は、COO AI 書式の 7 欄に記載のこと
- b 第三者インボイスが COO AI 書式発給国と異なる国で発行される場合、COO AI 書式の 13 欄の “Third Country Invoicing” に (✓) 又は (X) を記載

IV.Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a 関連の COO AI 書式の写し又はスキャン書類を添付し、COO AI 書式に疑念がある理由を記載し、COO 発給機関に宛て、原産地の証明のための情報、記録、証拠又は関連データを要請。ただしランダムな Retroactive Check の場合にはこの限りではない。

- b Retroactive Check 要請にかかる回答は、関税法に基づく総局長の関税率決定手続きを考慮しつつ、Retroactive Check 要請受理日から 3 か月以内に受け取ること。
- c Retroactive Check の全プロセスは、COO AI 書式の受理又は拒絶決定に関する輸出加盟国の発給機関への通知を含め、Retroactive Check 要請から 6 か月以内に完了すること。

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a 輸入加盟国は下記を実施すること：
 - 1) 下記の者に対し書面で通知を送付：
 - a) 訪問予定の輸出業者/製造業者
 - b) 輸出加盟国の COO AI 書式発給機関
 - c) 輸出加盟国の税関機関又は管轄の機関
 - d) 検認を行う COO AI 書式に関連する物品輸入業者
 - 2) 1) に規定の通知に記載する情報は：
 - a) 通知を送付する税関機関又は管轄のその他の機関名
 - b) 訪問予定の輸出業者/製造業者名
 - c) 訪問予定日
 - d) Verification Visit の範囲の予定、検認予定の物品にかかるレファレンスも含む、及び
 - e) Verification Visit を行う予定の税関官吏名及び役職
 - 3) 訪問を受ける輸出業者/製造業者から書面の許可を得る
 - 4) a の 3) に規定の書面の許可が通知書受理から 30 日以内に得られない場合、特惠関税は供与できない
 - 5) 通知を受理した COO AI 発給機関は、Verification Visit 要請を延期可能であり、Verification Visit 要請通知受理から 15 日以内に輸入国に通知する。
Verification Visit は、書面による承認受理から 60 日以内、又は関連加盟国が承認する場合、それを超える期間内に行うこと。
- b 関連物品が原産地規則を満たしているとされた場合、COO AI 書式は受理される。
- c COO の受理又は拒絶決定は、COO AI 書式発給機関及び製造業者/輸出業者に通知する。

- d 関連物品が非原産であるとされた場合、製造業者/輸出業者には、cに規定の決定通知受理日から30日間説明の機会が与えられる。
- e 物品がまだ非原産と定められている場合、その決定は、製造業者/輸出業者からの説明を受理してから30日以内にCOO AK書式発給機関に再通知する。
- f COO AI書式の受理又は拒絶決定は、aの3)に規定の書面の許可受理日から6か月以内に行う。

V. ATFTAの枠組みにおける輸入税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通りPIBに特惠税率コード、レファレンス番号、COO AIの日付を記入する：

- a PIBがAIFTAスキームのみを利用する場合、PIBの19欄及び/又は33欄に、コード57、レファレンス番号及びCOO AIの日付を記載すること
 - b PIBがAIFTAスキーム及び関税便宜を利用する場合、PIBの33欄にコード57を、レファレンス番号及びCOO AI書式の日付は、通関関連書類及びPIB輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載することが義務付けられる
2. TPBに蔵置するためのPIB及び/又はTPBからのPIBの記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程No.229/PMK.04/2017の添付書類IIのBで別途定める。
 3. PLBに蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又はPLBからのPIBの記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程No.229/PMK.04/2017の添付書類IIのBで別途定める。
 4. PPFTZ-01の記入は国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程No.229/PMK.04/2017の添付書類IIのCで別途定める。

VI.原産地規則に関連するその他の規則

1. Minimal Operation

- a 1加盟国で下記の工程のいずれか又は組み合わせを行う場合、物品は原産とみなすことができない：
 - 1) 保管又は移送用に物品を良好な状態にあるようにしておくための保存工程（乾燥、冷凍、塩水保存、通気、撒散、冷蔵、塩漬、二酸化硫黄及びその他の溶剤など）

- 2) ちり落とし、分別、フィルタリング、選別、分類、照合などの簡素な作業（物品のセット構成を含む）
 - 3) パッケージの変更、パッケージの荷ほどもき及び組立
 - 4) 簡素なカッティング、スライス、ボトル、缶、水筒、カバン、トランク、箱への荷詰め又は再荷詰め、その他の簡素な梱包
 - 5) 製品又はパッケージへのマーク、ラベル、又はその他識別マークの付与
 - 6) 原産物品と満たすための条件を満たしていないものが1以上混合している、同種のものであるかどうかを問わず簡素な製品の混合
 - 7) 完成品にするための製品の部分の簡素な組立
 - 8) 分解
 - 9) 屠畜、すなわち動物の命をなくすこと
 - 10) 物品の性質を変えることなく水又はその他の化合物の簡素な溶解
- b AIFTA の付属書 C のリストの記載の繊維及び繊維製品の場合、物品は下記の加工工程を経ているという理由のみで、加盟国の原産とみなすことができない：
- 1) 簡素な合体、ラベリング、アイロン、洗浄若しくはドライクリーニング、又は梱包、又はそれらの組み合わせ
 - 2) 特定の長さ又は幅へのカッティング及び縫製、特定の商業用途が特定可能な布の縫製又は合体
 - 3) 縫製、突き刺し、ひも、リボン、スパンコール、糸、リング及び eyelets などの付属品のフック
 - 4) 漂白、防水加工、ダメージ加工、縮み加工、マルセル化、又はそれに類する工程など、糸、布又は繊維素材の1以上の仕上げ
 - 5) 布又は糸の染色又はプリント

2. パッケージの取り扱い

- a 小売販売用のパッケージは、物品と同じ関税分類にある場合、利用する原産地規準が CTC である限りは原産地を定めるうえで計算にいれない
- b 物品が RVC 原産地規準を利用する場合、そのパッケージが物品全体を形成していると満たされる場合、小売販売用のパッケージの額は RVC の物品構成要素として計算に入れること。
- c 物品の輸送の目的で利用されるコンテナ及びパッケージは物品の原産地決定で考慮されない

3. 付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報

製品と同時に提供される付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の原産地は、当該付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が下記である限り、原産地を決定する際に計算にいれない：

- a 輸出国の国内市場の標準的行為に則っている、及び
- b 輸入国の関税決定時に製品と共に分類

ただし、RVC規準を利用する場合、付属品、スペアパーツ、設備及び/又はマニュアル又はその他の情報の額は、RVC内の各材料/物品要素として計算をすること

<P102-103 省略>

F. AANZFTA

I. 原産地規準

1. ANZFTA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a 完全に 1 加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）
- b 1 以上の他の加盟国に由来する原産材料を利用するのみで生産された物品
- c 1 加盟国で完全には得られず、又は生産されない産品（Not Wholly Obtained or Produced）、すなわち AANZFTA 付属書 2 に規定の PSR リストを満たす物品、RVC、CTC、Specific Rules 又はそれらの規準の組み合わせで可能

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a 1 加盟国において成長及び収穫され、採取され、又は採集された、果物、花、野菜、樹木、海藻、キノコ、生きた植物を含む、植物及び植物性生産品
- b 生きている動物であって、1 加盟国において生まれかつ生育されたもの
- c 1 加盟国の生きた動物から得られるもの

- d 1 加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、畜産、養殖、採集又は捕獲により得られるもの
- e 1 加盟国の土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
- f 加盟国以外の海底或いはその下から得られる産品。国際法に基づき、加盟国で登録及び当該国の船籍を利用したもの
- g 加盟国で登録され当該国の船籍である工船（factory ship）上において製造される産品、fに規定の産品から生産される産品に限る
- h 当該国の大陸棚の境界の排他的経済水域外の海底又はその下から加盟国又は加盟国のある者が採取したもの、国際法に基づき開発権限を有する第三者の領域外
- i 下記の物品：
 - 1) 1 加盟国における生産及び消費廃棄物又はくず、原材料にすることのみ可能なもの、
 - 2) 1 加盟国で収集された中古品、原材料にすることのみ可能なもの、及び
- j 1 加盟国において a から i までに規定する原材料にのみ由来し、生産される、又は得られる産品

3. Produced Exclusively

1 以上の他の加盟国に由来する原産材料のみを利用して加盟国で生産されるもの。

4. RVC

AANZFTA の枠組みにおける原産地規準を満たす RVC は、生産する物品の FOB の 40% 以上の地域調達率のものであり、下記の計算式で求める：

a Direct Method

AANZFTA 原材料費 + 人件費 + 間接費 + 利益 + その他の費用 + 利益 / FOB 額 × 100%

又は

b Indirect/Build-Down Method

FOB-非原産材料額 / FOB 額 × 100%

付記：

- a) AANZFTA 原材料費は、製造業者が自ら生産又は得た原産材料、部分又は物品額
 - b) 人件費に含まれるのは、賃金、報酬及びその他社員の福利厚生費
 - c) 間接費は、生産工程で支出する追加分合計
 - d) その他の費用は、輸出目的で船又はその他の輸送設備に積むときに生じる費用、国内輸送、保管、倉庫保管、港湾ハンドリング、ブローカー費用、その他サービス費用を含みこれに限定されない
 - e) FOB は、free-on-board 額、及び
 - f) 非原産材料の額は、物品生産のために製造業者が得たすべての非原産材料、部分又は物品輸入時点の CIF 又は最初に支払った価格(earliest ascertain price paid)。すべての原産地が把握できない材料を含め、非原産材料、ただし自ら生産した材料 (self produced) は含まない。
5. Change in Tariff Heading (CTH)とは、HS2 桁 (類)、HS4 桁 (項) 又は HS6 桁 (号) の変更を含む HS の変更
6. Specific Process とは、ある物品が特定の加工工程を経なければならないとする詳細ルールのこと。
7. AANZFTA 付属書 2 の PSR 一覧の原産地規準は下記から構成される：
- a 単独、すなわち 1 つの原産地規準のみ有している関税品目の号
例：5205.11 (CTH)
 - b 代替、すなわち 2 以上の超える規準を有し、そのいずれか一つを選ばなければならない関税品目の号
例：2401.10 ((RVC (40) or CC))
 - c 組み合わせ、すなわちすべてを満たさなければならない 2 以上の原産地規準を有する号
例：8708.21((RVC(40)+CTSH))
 - d 代替及び組み合わせ、代替と組み合わせの混合となっている 2 以上の原産地規準を有する関税品目の号
例：8422.11 (RVC (40) or CTH (35)or RVC(35) +CTSH)

II. 直送規準

輸入物品が加盟国以外の国を経由又は積替する場合、直送規準は、下記の書類で証明すること：

1. Through Bill of Landing 又は Airway Bill、又は関税領域までの、経由又は積替活動も含む輸出国からの全工程を示した、輸出国で発行されたその他の移送書類
2. 輸出加盟国の COO AANZ 書式発給機関が発給した COO AANZ 書式
3. 当該物品のインボイス、及び
4. 本大臣規程第 5 条 (2) 項の規定充足を証明する関連書類

III. 手続き規準

1. COO AANZ 書式発給規則

COO AANZ 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- a COO AANZ の形式及び書式は本大臣規程の添付書類に応じる
- b COO AANZ 書式が 2 枚以上になる場合、COO AANZ 書式又は続きの用紙の利用が可能
- c b に規定の続きの用紙の形式及び書式は、本大臣規程の添付書類に応じる
- d COO AANZ 書式発給機関による COO AANZ 書式の署名とスタンプ、署名とスタンプは電子記載可能
- e 船積日又は輸出日から 3 営業日を超えないなるべく早い時期に COO AANZ 書式を発給
- f COO AANZ 書式が 3 営業日を超え 12 か月を超えないで発給された場合、COO AANZ 書式の 13 欄 “Issued Retroactively” 欄に (✓) 又は (X) 印を記載
- g COO AANZ 書式のその他の欄の記入は、Overleaf Notes に応じる。
- h COO AANZ 書式の記入ミスの修正又は訂正は、間違ったデータに取り消し線を引き (striking out)、必要な修正又は訂正をする。
- i 替わりの COO には 12 欄に “Certified True Copy” のマーク/表示/スタンプを付与

2. Back-To-Back COO の調査

2 番目の輸出加盟国の管轄機関が発給した COO AANZ 書式の調査には下記が含まれる：

- a 本大臣規程第 8 条の規定の充足
- b COO AANZ 書式の 13 欄の “Back-to-Back CO” 欄に (✓) 又は (X) を記載。

- c 2番目の輸出加盟国の物品の FOB 額を Back-to-Back COO AANZ 書式の 9 欄に記載

3. 第三者インボイスの調査

第三者インボイスの調査に含まれるのは：

- a 第三者インボイスを発行した企業と国の名称を AANZ 書式の 7 欄に記載。
- b 第三者インボイスを COO AANZ 書式発給国と異なる国で発行する場合、AANZ 書式の 13 欄の”Subject of Third-party Invoice”欄に (✓) 又は (X) を記載。

IV.Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

- a Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：
 - b 関連の COO AANZ 書式の写し又はスキャン書類を添付し、COO AANZ 書式に疑念がある理由を記載し、原産地の証明のための情報、記録、証拠又は関連データの要請を添える。
 - c Retroactive Check 要請を受けた COO AANZ 書式発給機関は、Retroactive Check 要請日から 90 日以内に直ちに要請されたデータ及び情報を添えて要請の回答を出すこと。
 - d 受け取った Retroactive Check 要請の回答が原産地規則の充足又は COO AANZ 書式の正当性を証明するのに不十分な場合、COO AANZ 書式は拒絶され、特惠税率は供与されない。
2. 官吏は、関税法に基づく総局長の関税率決定手続きを考慮しつつ、不備なく必要な情報を受理してから 60 日以内に COO AANZ 書式の却下又は受理を決定する。

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a Verification Visit 実施予定日の 30 日前までに書面で実施要請を送付
- b aに規定の書面の要請は、輸出加盟国の COO AANZ 書式発給機関に送る。COO AANZ 書式発給機関が政府機関でない場合、要請は、輸出国の税関機関に通知する。
- c aに規定の書面の通知には少なくとも下記の情報を記載する：
 - 1) 通知を作成する税関機関

- 2) 訪問予定の輸出業者/製造業者名
 - 3) 作成する書面の要請日
 - 4) 訪問予定日と場所
 - 5) Verification Visit の範囲の予定、検認予定の物品にかかるレファレンスも含む、及び
 - 6) Verification Visit を行う税関官吏名及び役職
- d Verification Visit 実施のための書面の承認が要請日から 30 日以内に得られない場合、特惠税率は拒絶/供与されない。
- e COO AANZ 書式の受理又は拒絶決定は、a のに規定の書面の要請日から 150 日以内に行う。

V. AANZFTA の枠組みにおける税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通り PIB に特惠税率コード、レファレンス番号、COO AANZ 書式の日付を記入する：

- a PIB が AANZFTA スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 58、レファレンス番号及び COO AANZ の日付を記載すること
 - b PIB が AANZFTA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 58 を、レファレンス番号及び COO AANZ 書式の日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載する
2. TPB に蔵置きするための PIB 及び/又は TPB からの PIB] の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
 3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
 4. PPFTZ-01 の記入は国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI. 原産地規則に関連するその他の規則

1. 累積

特惠税率を得るための原産地規則を満たす他の加盟国における完成品のための原材料として利用される加盟国からの原産物品は、完成品の生産が実施される国の原産物品としてみなすこと。

2. 最低工程

作業又は工程が下記の場合、最低作業とみなし、加盟国の原産物品であるかどうかを定める際に考慮に入れることができない。最低工程とは下記の目的の工程である：

- a 保管又は移送用に物品を良好な状態にあるようにしておくため
- b 船積又は移送を容易にするため、及び
- c 移動又は販売用の物品のパッケージ（ケーブル産業のカプセル化プロセスを含まない）又は提供
- d 分別、分類、洗浄、カッティング、スライス、曲げ、コイル巻き、コイルほどき及びそれに類するその他の工程
- e 製品又はパッケージへのマーク、ラベル又はその他の識別マークの付与
- f 物品の性質を変えることなく水又はその他の化合物の簡素な溶解

3. De Minimis

- a CTC 原産地規準を用いた完成品の場合、分類変更義務を伴わない非原産材料値とは：
 - 1) 第 50 類から第 63 類以外の物品、非原材料の額が完成品の FOB 額の 10%を超えないもの
 - 2) 第 50 類から第 63 類の物品、非原材料の額が完成品の FOB の重量又額の 10%を超えないもの
- b RVC 原産地規準を利用する完成品の場合、1 号の非原産材料額は計算に入れること。

4. パッケージの取り扱い

- a 移送及び船積みに必要なパッケージは、物品の原産地決定の考慮に入れない。
- b 小売販売用のパッケージは、物品と同じ関税分類にある場合、利用する原産地規準が CTC である限りは原産地を定めるうえで計算にいれない。

- c RVC 原産地規準を利用する場合、小売販売用のパッケージ額は RVC 計算の中で原産であれ非原産であれそれを計算に入れること。

5. 付属品、スペアパーツ及び設備

- a 物品の原産地を決定するうえで、物品とともに提供される付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報は、下記に該当する場合、当該物品の一部としてみなさなければならず、生産に利用する非原産原材料のすべてが条件となっている関税分類の変更を経ているかどうかを定める枠組みにおいて考慮されない：
 - 1) 当該付属品、スペアパーツ設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が物品と切り離されたインボイスに含まれていない、及び
 - 2) 付属品、スペアパーツ設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の数量と額が一般的に物品と共に提供されるものである
- b 物品に RVC 規準を利用する場合、付属品、スペアパーツ設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の額は、RVC 計算の中で原産であれ非原産であれそれを計算に入れること
- c a と b の規定は物品と共に提供される付属品、スペアパーツ設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が、RVC 額を上げる目的で故意に添付されている場合には適用されない。輸入加盟国が証明可能なもの

＜P114-116 省略＞

G. IPPTA に枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. IPPTA スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a 完全に 1 加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced
- b 1 加盟国で完全には得られず、又は生産されない産品、下記を含む：
 - 1) Not Wholly Obtained 又は Produced
 - 2) 累積、又は
 - 3) Product Specific Criteria

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a 1 加盟国において収穫され、採取され、又は採集された植物又は植物性生産品
- b 生きている動物であって、1 加盟国において生まれかつ生育されたもの
- c B に規定の生きた動物から得られるもの
- d 1 加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、農業、畜産、養殖、採集又は捕獲により得られるもの
- e 1 加盟国の土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、a から d 以外のもの
- f 加盟国以外の海域、海底或いはその下から得られる産品。国際法に基づき、加盟国が海域、海底及びその下の開発権を有していること
- g 加盟国で登録又は当該加盟国船籍を利用する権利を有する船舶により沖合で得られた海産物及びその他の海産品
- h 加盟国で登録又は当該加盟国船籍を利用する権利を有する工船（factory ship）上において加工及び/又は製造される産品、g に規定の産品から生産される産品に限る
- i 当初の機能を果たさない、復元や修理ができず、廃棄又は原材料としての再利用、又は再利用の目的としてのみ適する物品から 1 加盟国で収集された物品
- j 1 加盟国において a から i までに規定する物品に対し、生産される、又は得られる産品

3. Not Wholly Obtained or Produced

当該品の加工による最終工程が輸出加盟国で行われている限りにおいて、非原産材料の合計値が、生産又は得られる FOB 値の 60%を超えないこと、下記の計算式を用いて計算する：

$$(\text{IPPTA 以外の原材料値} + \text{原産地が定められない原材料値}) / \text{FOB 値} \times 100\% \leq 60\%$$

付記：

非原産材料値は：

- a) CIF 値は原材料輸入時点又は輸入証明、又は
- b) 当該品の作業又は加工加盟国の原産地が定められない原材料については最初に支払われた確定価格

4. 累計

特惠税率を受ける物品の原産規準を満たし、特惠税率を受ける権利を有する完成品用の原材料として加盟国で利用されるものは、完成品の IPPTA 調達分が 40%を下回らない限り完成品の作業又は生産工程が行われる加盟国の原産品とみなすこと。

5. Product Specific Criteria

IPPTA の付属書 B に記載の Product Specific Criteria (PSR) を満たす物品は、原産品とみなし、特惠税率を受ける権利を有する。

II. 直送規準

輸入物品が 1 以上の加盟国以外の国を経由又は積替する場合、本大臣規程第 5 条 (2) 項の規定に従う。

III. 手続き規則

1. COO 発給規則

COO IP 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- a 紙のサイズは ISO A4、本添付書類の COO IP 書式に応じる
- b 申請者/輸出業者による COO IP 書式の署名
- c COO IP 書式発給機関による COO IP 書式の署名とスタンプ
- d COO IP 書式は船積又は輸出日前、その時点又はその後 3 日以内に発給

- e COO IP 書式が 3 日を超え 180 日を超えないで発給された場合、COO IP 書式の 11 欄 “Issued Retroactively” 欄に (✓) 又は (X) 印を記載
- f COO IP 書式のその他の欄の記入は、Overleaf Notes に応じる。
- g COO IP 書式の記入ミス of 修正又は訂正は、間違っ たデータに取り消し線を引 き、必要な修正又は訂正をする。
- h 替わりの COO には 13 欄に “Certified True Copy” のマーク/表示/スタンプを付与

2. Back-To-Back COO は IPP スキームには適用されない。

3. 第三者/三国インボイスは IPP スキームには適用されない。

IV.Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a 関連の COO IP 書式の写し又はスキャン書類を添付し、ランダムな Retroactive Check 要請の場合を除き、COO IP 書式に疑念がある理由を記載し、原産地の証明のための情報、記録、証拠又は関連データの要請を添える。
- b Retroactive Check 要請の回答は要請受理から 6 か月以内に受理されること

2. Verification Visit

IPPTA スキームには Verification Visit のメカニズムは定められていない。

V. IPPTA の枠組みにおける輸入税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通り PIB/BC.2.0 に特惠税率コード、レファレンス番号、COO IP 書式の日付を記入する：

- a PIB が IPPTA スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 58、レファレンス番号及び COO IP の日付を記載すること
- b PIB が IPPTA スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 59 を、レファレンス番号及び COO IP 書式の日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載すること義務付けられる

2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。

3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。
4. PPFTZ-01 の記入は国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI.原産地規則に関連するその他の規則

1. 最低工程及び作業

作業又は工程が下記の場合、1 工程であろうが他の工程との組み合わせであれ、最低作業とみなし、原産物品を定める際に考慮に入れることができない、すなわち：

- a 保管又は移送用に物品を良好な状態にあるようにしておくため
- b パッケージの変更又はパッケージの解体及び組立
- c 酸化物、油、塗料、その他コーティング落としを含む、簡素な洗浄
- d 簡素な塗装及び磨き
- e 較正及び簡素な試験
- f シリアル及びコメの脱穀、一部及び全体の漂白、精製及びコーティング
- g 先鋭化、圧搾、又は簡素なカッティング
- h ボトル、缶、水筒、カバン、トランク、箱への荷詰め、カードまたはプレートの設定及びその他の簡素な梱包
- i 製品又はパッケージへのマーク、ラベル、ロゴ及びその他識別マークの付与又は印刷
- j 同種であるかどうかを問わず簡素な製品の混合
- k 完成品の形成のために製品の一部の簡素な組立

2. パッケージの取り扱い

- a 付加価値規準を利用する物品の場合、そのパッケージが完成品前回は形成するものとしてみなされる場合には、小売用のパッケージ及びパッケージ材料の値は、完成品の原産割合の計算にいれること。
- b a が適用されない場合、パッケージ及びパッケージ材料は完成品の原産地決定計算にいれない。
- c 輸送目的でのみ利用されるコンテナー及びパッケージ材料は、完成品の原産地決定の計算にいれない。

3. 付属品、スペアパーツ及び設備

主要品に伴う付属品、スペアパーツ、設備及び指針又はその他の情報は、その付属品、スペアパーツ、設備及び指針又はその他の情報が、輸入国で分類され主要品に基づき関税が適用されている限り、原産地決定の計算にいれない。

<P123-124 省略>

H AJCEP の枠組みにおける原産地規則

I. 原産地規準

1. AJCEP スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a 完全に1つの加盟国において得られる、又は生産される産品（Wholly Obtained or Produced）
- b 下記を含む、完全には得られず、又は生産されない産品（Not Wholly Obtained or Produced）：

1) General Rules

- a) Regional Value Content (RVC)は40%以上、又は
- b) 利用されたすべての非原産材料が、HS 桁の変更又はCTH4

2) Product Specific Rules

AJCEP 付属書2に規定のPSRリストに含まれる物品分類は、1)を満たしている場合でも、物品原産地規準を当該PSRリストに基づき定めること、又は

- 3) 1以上の他の加盟国に由来する原産材料だけを利用し、加盟国で製造された産品

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a 1加盟国において成長及び収穫され、採取され、又は採集される、果物、花、野菜、樹木、海藻、キノコ、その他の植物及び植物性生産品
- b 生きている動物であつて、1加盟国において生まれかつ生育されたもの、哺乳類、鳥類/家禽類、魚類、甲殻類、軟体動物、爬虫類、バクテリア及びウイルスを含む
- c 1加盟国において生きている動物から得られる産品
- d 1加盟国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られるもの
- e 1加盟国において土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、aからd以外のもの
- f 加盟国の領海以外の水域、海底及び海底の下から得られる産品。ただし当該加盟国が国際法に基づき当該水域、海底又は海底の下を開発する権利を有することが条件。
- g 加盟国で登録された船舶により、加盟国以外で沖合から得られる水産物及びその他の産品

- h 加盟国で登録された工船（factory ship）上において加工及び/又は製造される産品、gに規定の産品から生産される産品に限る
- i 収集される産品であって、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品や原材料の再利用のみに適するもの
- j 加盟国における鉱業、農業、建設、精製、加工、廃棄物の焼却と処理プロセスを含む製造又は加工工程或いは消費から生ずるくず及びスクラップであって、処分又は原材料の回収のみに適するもの、及び
- k 1加盟国においてaからjまでに規定する物品又は材料を利用して生産される、又は得られる産品

3. Not Wholly Obtained or Produced

a Product Specific Rules

RVCは下記の計算式で求める：

$$RVC = (FOB - VNM) / FOB \times 100\%$$

付記：

- a) FOBは、製造業者から港又は海外の最終船積み場所への輸送費を含む物品のFree-on-Board額のこと
- b) RVCは、パーセンテージで示される、物品のregional value contentのこと
- c) VNMは、value of non-originating materialは物品製造に利用される加盟国以外に由来する原材料額のこと

b Change in Tariff Heading (CTH)とは、製造工程に非原産材料を利用しており、すべての非原産材料がHS4桁（項）の物品分類の変更となっている物品のことである。

c PSR一覧にある原産地規準は下記から構成される：

- 1) 単独、すなわち号に分類された類に1つの原産地規準のみ有している

例：Chapter 1: live animals (CC)

- 2) 代替、すなわち1を超える規準を有し、そのいずれか一つを選ばなければならない関税品目の号

例：2208.30: Whiskies (RVC 40% or CTH except from heading 22.07)

II. 移送規準

物品の移送に 1 以上の輸出加盟国若しくは輸入加盟国以外の又は加盟国以外を経由又は積み替えを行う場合、下記の書類で証明が義務付けられる：

1. Through Bill of Landing/Airway Bill、又は
2. 物品が、加盟国又は加盟国以外で、積卸、保管及び物品の品質の保持を目的としたその他の工程以外の活動を行っていない旨を証明する税関当局又はその他関係機関からの書類或いは情報

III. 手続き規準

1. COO 発給規則

COO AJ 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

- a 紙のサイズ ISO A4、本添付書類にある COO AJ 書式の形式及び書式に応じる
- b 申請者/輸出業者による COO AJ 書式署名、手書き又は印字、アセアン加盟国発給の COO AJ 書式の場合は 11 欄、又は日本発給の場合 COO AJ 書式の 10 欄
- c COO AJ 書式発給機関の手書き又は印字の署名とスタンプ
- d 船積日又は輸出日前、その時点又は遅くとも 3 日後までに COO AJ 書式を発給、ただし船積日又は輸出日から 12 か月を超えないこと
- e COO が 3 日を超えて発給された場合、アセアン加盟国が発給する COO AJ 書式の場合には “Issued Retroactively” の 13 欄、日本が発給する COO AJ 書式の場合 9 欄に (✓) 又は (X) を入れる。ただし船積日又は輸出日から 12 か月を超えないこと
- f COO AJ 書式の記入ミスがある場合、新たな COO を発行又は当該 COO の記入ミスの修正を行う。
- g HS6 桁の品目分類を COO に記載し、COO の物品説明はインボイスに記載の内容と本質的に同じであること。可能であれば、当該物品の HS の説明と同じとすること。
- h COO AJ 書式のその他の欄の記入は、Overleaf Notes に応じる。
- i 1 つの COO AJ 書式が 2 以上のインボイスから構成される場合、同一移送/船積であること。

- j 複数の物品(multiple items)を同じ COO AJ 書式内に記載することは、物品の説明と原産地について各品目で記述している限りこれが認められる

2. Back-To-Back COO の調査

2 番目の輸出加盟国の COO AJ 書式発給機関が発給した COO AJ 書式の調査には下記が含まれる：

- a 本大臣規程第 8 条の規定の充足
- b 上記 1 号に規定の発行規則の充足
- c ASEAN 加盟国発給の COO AJ 書式の 13 欄の”Back-to-Back COO”欄に (✓) 又は (X) を記載。
- d COO AJ 書式の情報に疑念がある、又は不備がある場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国の COO AJ 書式の写し又はスキャン書類の提出を輸入業者に要請可能、及び
- e 輸入業者が最初の輸出加盟国からの COO AJ 書式の写し又はスキャン書類を提出できない場合、税関官吏は、最初の輸出加盟国及び/又は 2 番目の輸出加盟国に Retroactive Check 要請を送る。

3. Third Country Invoicing 調査

Third Country Invoicing 利用にかかる調査は下記を含む：

- a ASEAN 加盟国が発給した COO AJ 書式
 - 1) 第三者インボイスを発行した企業の名称と住所は、COO AJ 書式の 7 欄に記載のこと
 - 2) 第三者インボイス番号と日付は COO AJ 書式の 10 欄に記載
 - 3) 第三者インボイスがまだ発行されていない場合、COO AJ 書式の 10 欄には第一者インボイス番号及び日付を記載し、COO AJ 書式の 7 欄には、第三者インボイスを発行予定の企業の名称と住所を記載、及び
 - 4) 第三者インボイスが、COO AJ 書式発給国と異なる国で発行される場合、COO AJ 書式の 13 欄の “Third Country Invoicing” に (✓) 又は (X) を記載
- b 日本で発給される COO AJ 書式
 - 1) 第三者インボイスを発行した企業の名称と住所は COO AJ 書式の 9 欄に記載のこと
 - 2) 第三者インボイス番号と日付は COO AJ 書式の 8 欄に記載

- 3) 第三者インボイスがまだ発行されていない場合、COO AJ 書式の 8 欄には第一者インボイス番号と日付を記載し、COO AJ 書式の 9 欄には、第三者インボイスを発行予定の企業の名称と住所を記載、及び
- 4) 第三者インボイスが、COO AJ 書式発給国と異なる国で発行される場合、COO AJ 書式の 9 欄の “Third Country Invoicing” に (✓) 又は (X) を記載。

IV.Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a 税関官吏は、COO AJ 書式発給機関に対し Retroactive Check 要請を行うことが可能。関連の COO AJ 書式の写し又はスキャン書類を添付し、COO AJ 書式の疑念の理由を記載、及び証明のための情報、記録、証拠又は関連データを要請、ただし、Retroactive Check をランダムで行う場合にはこの限りではない。
- b 各加盟国の Focal Point を通じて、受領確認のできる方法で送付。
- c 輸出国の管轄機関と輸入国の税関当局との直接のコミュニケーションは、ファックス又は電子メールの利用が可能であり、a に規定の送付済みの Retroactive Check 要請と同時に行う。
- d Retroactive Check 要請にかかる回答は、要請受理確認日から 3 ヶ月以内に受け取ること。
- e 追加情報の要請がある場合、COO AJ 書式発給機関は、その国で有効な規程に基づき、追加情報要請受理日から 3 か月以内に要請された情報を出すこと。
- f 受理した Retroactive Check の回答が COO に記載のデータの正当性、COO の真実性を証明するには不十分な場合、COO は拒絶となり、特惠税率は付与されない。
- g ASEAN 加盟国の Focal Point は、見本リストに基づき各 Issuing Authority であり、日本の Focal Point は、
 - 1) 経済産業省（以降省略）
 - 2) 在インドネシア日本大使館（以降省略）

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a 輸出加盟国に対し、物品の原産地に関する情報の収集及び提供、関連物品の輸出業者又は製造業者の製造場所への訪問を要請する
- b aに規定の訪問中に輸出加盟国に対し、COO AJ 書式発行機関が保有する物品の原産地に関連する情報の提供を要請する
- c 提案する訪問日の 60 日前までに、輸出加盟国の COO AJ 書式発給機関に対し書面で要請を送ること
- d cに規定の書面の要請は、下記の情報を記載すること：
 - 1) Verification Visit を要請する税関の ID
 - 2) 訪問予定の輸出業者/製造業者名
 - 3) 訪問予定の日及び場所
 - 4) Verification Visit の目的及び範囲、検認予定の物品にかかるレファレンスも含む、及び
 - 5) Verification Visit を行う予定の税関又は関連省庁の官吏の名前及び役職
- e 輸出加盟国は、Verification Visit 要請レターを受理してから 30 日以内に要請の受理又は却下の回答をすること
- f 輸出加盟国の COO AJ 書式発給機関は、国内の規定に基づき、Verification Visit 実施最終日から 45 日又は合意した期間内に追加のデータ/情報を出す義務を負う。

V. AJCEP の枠組みにおける輸入税関申告書の記入規則

1. PIB/BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通り PIB に特惠税率コード、COO AJ 書式のレファレンス番号及び日付を記入する：

- a PIB が AJCEP スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 61、COO AJ 書式のレファレンス番号及び日付を記載すること
- b PIB が AJCEP スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 61 を、COO AJ 書式のレファレンス番号及び日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載すること

2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。

3. PLB に蔵置するための輸入品搬入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。

4. PPFTZ-01 の記入は国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の C で別途定める。

VI. 原産地規則に関連するその他の規定

1. De Minimis

CTC 原産地規準を用いた完成品の場合、分類変更の義務を負わない非原産材料とは：

- a 第 16 類、第 19 類、第 20 類、第 22 類、第 23 類、第 28 類から第 49 類、第 64 類から第 97 類の物品、要件とされている CTC を満たしていない物品生産に利用される非原産原材料額が FOB 額の 10% を超えないもの
- b 第 18 類と第 21 類の特定物品については、要件とされている CTC を満たしていない物品生産に利用される非原産原材料額が AJCEP の PSR リストに基づき、FOB の 10% 又は 7% を超えないもの、又は
- c 第 50 類から第 63 類の物品の場合、要件とされている CTC を満たしていない物品生産に利用される非原産原材料額が物品重量全体の 10% を超えないもの

ただし、物品原産地を規制する規定に記載のその他の現行規準をすべて満たしていること

2. 累積

他の加盟国において完成品を製造するための原材料として利用される加盟国からの原産材料は、生産工程を行う場所の加盟国の原産材料とみなすこと。

3. 考慮に入れない作業 (Non-Qualifying Operations)

物品は、下記の工程のみを経ている場合には、CTC 規定或いは特定工程による変更 (specific process) 規定を満たしているとはみなされない：

- a 輸送及び保存中の良好な状態を保証するための工程（例えば乾燥、冷凍、塩水内での貯蔵）及びその他それに類する工程
- b 梱包、取卸及び再整列による変更
- c 分解
- d ボトル、ケース、ボックスへの梱包及びその他簡素な梱包工程
- e 関税率表の解釈に関する通則 (KUMHS) 2(a) に基づく完成品として分類される部品及び構成品の収集/合体
- f 1 セットにするためだけに行われる収集、又は

g a から f までの工程の組み合わせ

4. パッケージの取り扱い

- a 物品の輸送及び船積みの目的で利用されるパッケージ及びコンテナは物品の原産地決定で考慮されない
- b 小売販売用のパッケージは、物品と同じ関税分類に分類される場合、物品の原産地規準が CTC である限り物品の原産地決定で考慮されない
- c RVC 物品原産地規準を利用する場合、小売販売用のパッケージの額は、原産品であれ非原産品であれ、RVC 計算の中にいれること

5. 付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報

- a 物品が CTC 又は特別工程の物品原産地規準を利用する場合、当該物品に付属する付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報の原産地は、下記に該当する場合、原産材料を決定する際に考慮に入れない：
 - 1) 当該付属品、スペアパーツ、設備及び指針/マニュアル又はその他の情報が物品と別のインボイスに含まれない、及び
 - 2) 付属品、スペアパーツ、設備及び指針又はその他の情報マニュアルの数量と額が妥当
- b 完成品に RVC 規準を利用する場合、付属品、スペアパーツ、設備及び/又はマニュアル又はその他の情報の額は、各物品の原産地規準に基づき計算をすること

<P137-140 省略>

I. Memorandum of Understanding between The Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories

I. 原産地規準

1. *Memorandum of Understanding between The Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories* スキームにおける原産地規準は下記を含む：

- a 完全に1つの加盟国において得られる、又は生産される産品
(Wholly Obtained or Produced)
- b 下記を含む、パレスチナ地域において完全には得られず、又は生産されない産品 (Not Wholly Obtained or Produced) :
 - 1) Not Wholly Obtained or Produced
 - 2) Product Specific Criteria

2. Wholly Obtained or Produced

Wholly Obtained 又は Wholly Produced に分類される物品は下記の通り：

- a パレスチナ地域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- b 生きている動物であって、パレスチナ地域において生まれかつ生育されたもの
- c bに規定のパレスチナ地域において生きている動物から得られる産品
- d パレスチナ地域において狩猟、わなかけ、漁ろう、養殖、収集又は捕獲により得られるもの
- e パレスチナ地域の土、水域、海底又は海底下で抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質、a から d 以外のもの
- f パレスチナ地域以外の水域、海底及び海底の下から得られるもの。ただしパレスチナが国際法に基づき当該水域、海底又は海底の下を開発する権利を有すること。
- g パレスチナ地域で登録又は当該地域の船籍利用権を有する船舶により、沖合から得られる海産物及びその他の海の産品
- h パレスチナ地域で登録又は当該地域の船籍利用権を有する工船 (factory ship) 上において加工及び/又は製造される産品、g に規定の産品から生産される産品に限る

- i パレスチナ地域で収集される産品であって、当初の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品や原材料として利用若しくは再利用のみに適するもの
- j パレスチナ地域において a から i までに規定する物品から生産される、又は得られる産品

3. Not Wholly Obtained or Produced

- a 非原産材料の合計値が、当該物品の加工による最終工程がパレスチナ地域で行われている限り、生産又は得られた Ex-Works 値の 65% を超えない、下記の計算式で求める：

$$\text{非原産材料値/Ex-Works 値} \times 100\% \leq 65\%$$

付記：

- a) Ex-Works とは、販売者のところ又は規定されたその他の場所で行う、販売者による購入者に対する物品引き渡し条件のこと。
- b) 非原産材料値とは：
 - (1) CIF 値は原材料輸入時、又は
 - (2) どこで作業や加工がされたかその原産地がパレスチナ地域で定められない原材料の場合、最初に支払った確定価格
- b) CTH とは、生産工程で非原産材料を利用し、そのすべての非原産材料が分類の変更、すなわち HS4 桁（項）の物品分類の変更となっている物品のことである
- c) Product Specific Criteria
Memorandum of Understanding between The Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories 付属書 B にある PSR を満たす物品

II. 直送規準

- 1. 下記事項は直送規準を満たしているとみなす：
 - a 加盟国以外の地域を通らずに直送される輸入物品、又は
 - b 積替又は一時蔵置の有無を問わず、物品の移送に 1 以上の加盟国を経由して移送される輸入品、下記の条件に基づく：

- 1) 経由及び/又は積替が地理又は移送要件に関連する特別な考慮のみを理由としている
 - 2) 当該品は経由及び/又は積替国で売買又は消費されない、及び
 - 3) 積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外に生産工程を経ない
2. 物品の移送に 1 以上の加盟国以外の国を経由又は積替する場合、直送規準は、下記の書類で証明すること：
- a Through Bill of Landing/Airway Bill、パレスチナ地域で発行されたもの
 - b 経由国の税関当局又はその他の適正な機関が提供する書類又はその他の情報、物品が積卸及び物品を良好な状態に保持することを目的としたその他の措置以外の活動を経ない旨を証明するもの

III. 手続き規則

COO 発給規則

COO P 書式発給規則の充足にかかる調査に含まれるのは：

1. 紙のサイズ ISO A4、白色、本添付書類にある COO P 書式の形式及び書式に応じる
2. 申請者/輸出業者による COO P 書式の署名
3. COO P 書式発給機関の COO P 書式の署名とスタンプ
4. COO P 書式の発給は、船積日又は輸出日前、時点及び後 3 営業日以内。
5. COO P 書式を船積日又は輸出日から 3 営業日を超えて発給の場合、COO P 書式の “Issued Retroactively” 11 欄 “に (✓) 又は (X) の印を付与
6. COO P 書式のその他の欄の記入は Overleaf Notes に応じる。
7. COO P 書式に記入ミスがある場合、間違ったデータに取り消し線をひき、必要な修正又は訂正を行う。
8. かわりの COO に “Certified True Copy” マーク/記述/スタンプを付与。

IV. Retroactive Check と Verification Visit

1. Retroactive Check 要請

Retroactive Check 要請は下記の条件に基づく：

- a 関連の COO P 書式の写し若しくはスキャン書類又は e-Form D のプリントアウトを添付し、COO P 書式に疑念がある理由を記載し、及び原産地の証明のための情報、記録、証拠又は関連データを要請。ただし Retroactive Check をランダムで行う場合にはこの限りではない。

- b Retroactive Check 要請にかかる回答は、Retroactive Check 要請受理から 60 日以内に受け取ること。

2. Verification Visit

Verification Visit は下記の規定に基づき実施する：

- a Verification Visit 実施予定について共同合意するために Ministry of National Economy of the State of Palestine に書面で要請を送付
- b Verification Visit は書面の要請受理から 60 日以内に行うこと
- c Retroactive Check 要請送付日から 180 日以内に、Retroactive Check 要請プロセスと Verification Visit 実施を含む検認プロセスを実施し、Ministry of National Economy of the State of Palestine に結果を通知すること。
- d Retroactive Check 要請又は Verification Visit の回答が不十分及び/又は 1.b, 2.b, 2.c の期間内に受け取らない場合、COO P 書式は拒絶され、特惠税率は供与されない。

V. 輸入税関申告書の記入規則

1. PIB BC2.0 の記入

特惠税率適用の目的のために、下記の通り、PIB/BC 2.0 に特惠税率コード、レファレンス番号、COO P 書式の日付を記入する：

- a PIB がパレスチナ地域に由来する特定品の貿易円滑化に関するインドネシア共和国とパレスチナ政府との覚書スキームのみを利用する場合、PIB の 19 欄及び/又は 33 欄に、コード 62、レファレンス番号及び COO P 書式の日付を記載すること
- b PIB がパレスチナ地域に由来する特定品の貿易円滑化に関するインドネシア共和国とパレスチナ政府との覚書スキーム及び関税便宜を利用する場合、PIB の 33 欄にコード 62 を、レファレンス番号及び COO P 書式の日付は、通関関連書類及び PIB 輸入要件/便宜充足添付書類用紙に記載することが義務付けられる

- 2. TPB に蔵置するための PIB 及び/又は TPB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II の B で別途定める。

- 3. PLB に蔵置するための輸入税関申告書及び/又は PLB からの PIB の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 添付書類 II の B で別途定める。

4. PPFZ-01 の記入は、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の添付書類 II で別途定める。

VI.原産地規則に関連するその他の規則

1. 最低工程及び作業

1. 工程であれ他の工程との組み合わせであれ下記の最低作業の場合、最低作業とみなされる工程であり、原産物品を定める際に考慮に入れることができない：
- a 輸送及び保存中の良好な状態を保証するための工程
 - b パッケージの変更又はパッケージの解体及び組立
 - c 酸化物、油、塗料、その他コーティング落としを含む、簡素な洗浄
 - d 簡素な塗装及び磨き
 - e 較正及び簡素な試験
 - f シリアル及びコメの脱穀、一部及び全体の漂白、精製及びコーティング
 - g 先鋭化、圧搾、又は簡素なカッティング
 - h ボトル、缶、水筒、カバン、トランク、箱への荷詰め、カードまたはプレートの設定及びその他の簡素な梱包
 - i 製品又はパッケージへのマーク、ラベル、ロゴ及びその他識別マークの付与又は印刷
 - j 同種であるかどうかを問わず簡素な製品の混合
 - k 完成品の形成のために製品の一部の簡素な組立

2. De Minimis

- a 完成品が CTC 原産規準を利用する場合、完成品の Ex-Works 値の 10% を超えない額の非原産材料は物品分類の変更を伴う義務を負わない
- b 完成品が付加価値規準を利用する場合、a に規定の非原産材料額は計算に入れること

3. パッケージ及びパッケージ材料の取り扱い

- a 付加価値規準を利用する場合、小売販売用のパッケージ及びパッケージ材料の額は、そのパッケージが物品全体を形成しているとみなす場合には、完成品の原産地評価の計算の中にいれること
- b a の規定が適用できない場合、パッケージ及びパッケージ材料は、原産地を定めるうえで計算にいれない

- c 物品の輸送の目的で利用されるコンテナ及びパッケージは、物品の原産地決定で考慮されない

4. 付属品、スペアパーツ及び設備

主要品に伴う付属品、スペアパーツ、設備及び指針又はその他の情報は、その付属品、スペアパーツ、設備及び指針又はその他の情報が、輸入国で分類され主要品に基づき関税が適用されている限り、原産地決定の計算にいれない。

<P149-150 省略>